

1. 平成26年第1回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成26年3月19日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	野 田 秀 幸
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会計管理者	三 島 哲 也
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦

国保白鳥病院
事務局 長

藤 代 求

郡 上 市
代表監査委員

齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長

池 場 康 晴

議会事務局
議会総務課長

丸 井 秀 樹

議会事務局
議会総務課長
補 佐

河 合 保 隆

◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員各位には連日の執務御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

9番 村瀬弥治郎君、10番 古川文雄君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（清水敏夫君） 日程2に移ります。一般質問を行います。

質問につきましては通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願い

いたします。

◇ 上 田 謙 市 君

○議長（清水敏夫君） それでは、12番 上田謙市君の質問を許可いたします。

12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきました。通告に沿って一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

私は、郡上市が合併して10年目の大きな節目を終え、次の10年に向かってどういう展望を持ち方策を立てたらいいかということにつきまして本日は質問をさせていただきます。

ただいま申し上げましたように、郡上市は今年1日、合併市制施行10周年という大きな節目を迎えました。この10年間の市議会を振り返りますと、合併前の町村議員は90名でありました。合併当初は定数特例を使っておりましたので、議員は30名でありました。最初の本会議が文化センターの多目的ホールで行われたことをきのうのこのように覚えております。その後の2度の改選では定数が削減をされて、現在は18名で市議会を構成いたしております。市議会の議員数を見てもこの10年、郡上市は大きな変化の中を歩んできました。

そして市政の面では、組織機構の改編で総合支所方式から本庁支所方式になり、一部の部課組織が統廃合されました。職員の皆さんは定員適正化計画で、合併時に比べ189人が削減をされました。一般会計決算の歳出では、合併直前の平成15年度と24年度を比べますと87億円ほどが縮減されております。そして市の借金と貯金、これは市債と基金ということで見ますと、市債残高はピーク時の17年度に比べ106億5,000万円の減少、基金残高はこの10年間で19億3,000万円の増加であります。

郡上市はこの10年の間、碓前市長、日置現市長のリーダーシップのもと、職員の皆さんの尽力によって、まさに身の丈に合った郡上市の行財政運営を目指して着実に進展してきたと言えると思っております。

そして、その折々の政策や施策の指針となり実施に向けて判断のよりどころとなったのが、平成18年から始まりました27年度までの第1次郡上市総合計画であったと思っております。そして来年度、26年度から2カ年にわたって第2次郡上市総合計画策定に向けた作業が予定をされております。

地方自治法の改正によって総合計画の基本構想が議会での議決案件でなくなったことから、策定義務が廃止されたと解釈されたり、最近の首長選挙では、候補者が有権者に示したマニフェストが当選後は優先的施策になることなどで、総合計画の不要論を主張する学識者もいるというふうに向っております。そこで、日置市長は郡上市の次なる10年に向けての第2次郡上市総合計画策定の意義と必要性をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今、お話がございましたように、もう大分になるわけですが、近年、首長であれあるいは議員さんもそういう場合もございますが、いわゆる選挙のときにマニフェストというものを掲げられることが多くなっております。これは、それぞれの地方公共団体の長なりあるいは議員になろうとする方々がそれぞれみずからの、日本語で言うとよく政権公約とか、いわゆる公約を掲げて有権者の信を問うと、こういうことであろうかと思えますけれども、私は今の御質問に対しては、結論から言いますと、現時点においても、総合計画というものを策定をするということには意義はあるだろうというふうに思っております。

と申しますのは、例えば長の候補者のマニフェストというものを考えてみましても、それがどういう形でつくられるのか、それがその候補者個人の思いということだけでつくられるのか、長い期間をかけていろいろ議論をされてつくられるのかといったような問題であるとか、あるいは、その掲げられたマニフェストそのものがどの程度のものをカバーしてるのかと、大変多岐にわたる地方自治行政の中でどの程度のものをカバーしてるのかという、あるいはその精度の問題等々いろいろございますので、そういうものは確かに一つの有権者のそのときの判断になると思えますし、もちろんその信を得てその立場に立った長としては、そのことをやはり誠実にみずからの信条として追求をしていかなければならないというふうには思っておりますけれども、一方、そういうマニフェストを掲げて仮に当選をしたからといって、後はマニフェストに書いてあるので、全てその後の4年間の行政を白紙委任をされたというふうには私はそこまで考えるものではないのではないかと、有権者も子細にそのマニフェストを一つ一つ点検をし、それ全てについて賛成だから投票をしたということであるのかどうかという点については、やはり私は慎重に考えるべきだというふうに思っております。

一方、団体の地方自治体のそういう総合計画というものは、その時点その時点でやはり、もちろんそういう長のリーダーシップとかそういうマニフェストという問題もありますが、やはりある時点において市民の多くの方の参画を得て、これからその自治体をどうしていこうかという、いわばその時点における衆知を集めてその自治体の目指すべき方向、羅針盤を定めていくというところに意味があるというふうに思っておりますので、近年そういうマニフェストというものが非常に注目されておりますが、私はそれぞれの自治体において、市民の皆さんあるいは議会の皆さんの意見もお聞きをしながら衆知を集めて、一定の時期に一定の期間についてのその自治体の目指すべき方向や重要施策等を計画として決定をすることには今の意味があるというふうに思っております。

ただ、私はいつも、長い間行政職員としても計画づくりに携わってきましたけれども、計画というものは一旦文字にすると、こういう状況の変化の激しい中では一旦策定した時点から陳腐化が始まると、だんだん古くなるという問題がありますので、つくった計画について、それを余り硬直的に

考えるということではなくて、やはり弾力的に運用していくと、そのときそのときの情勢に応じてやっぱり運用していくという計画に対する、接する態度が必要であると、そういうふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） はい、私も市長と同じ思いであります。ただ、首長さんのそうした選挙の折の、市長も言われたような選挙公約であるとかマニフェストというようなものを、やはりこの総合計画の中にも反映をさせていかないといけないのではなかろうかというようなことを思うときに、総合計画の実施期間のことですが、ちょっと私見を述べてみたいと思います。

郡上市の場合ですけれども、28年春に市長選挙が行われます。市長の任期の初年度にこの第2次郡上市総合計画がスタートすることになりますが、それから例えば実施計画を10年ということにしますと、市長の任期途中で第3次郡上市総合計画というものを始めなければならないというような事情が発生するんじゃないかというふうに思います。

私は市長の任期と完全に連動した総合計画システムが好ましいというふうに考えますので、第2次郡上市総合計画の実施期間は8年あるいは12年ということで、総合計画の改定時期は市長任期と連動させ4年ごとということで、例えば8年ですと前期と後期、12年ですと前期、中期、後期というふうにするのがいいんじゃないかというふうに思います。そうすれば、選挙直後の市長の、今もお話がありました選挙公約であるとかマニフェストが迅速に総合計画の基本計画に反映することができまし、素早い取り組みが期待できるというふうに考えますが、この第2次郡上市総合計画の実施期間については市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 実はそのことについて今回、新たな総合計画づくりに取り組むに当たって事務局とも大分予算査定のときに議論をいたしました。

先ほども申し上げましたようにマニフェストとか、自治体の総合計画というのは当然、首長が最大の責任とリーダーシップを持ってやはりやるべきものというふうには思っておりますが、私は先ほど申し上げましたように、首長は執行機関の長としてそれなりのリーダーシップを持って計画策定に当たるべきだというふうには思っておりますが、任期との関係で完全に連動をさせるということと考えますと、例えば今、郡上市の総合計画は27年度までであるわけでございますが、当然28年度からはまた、例えば私の任期も27年度まででございますので、当然28年度以降の計画策定にこれから作業にかかり、それに対していろいろと指示をするということは、ある意味では大変僭越なこととございまして、そうすると、28年度以降の計画策定というのは、28年度以降の任期を負う首長がリーダーシップをとってやるべきだということに結論になってしまいますので、そうすると次の仮

に長期総合計画というものをつくろうと思うと、やはり次の人にといいですか、次の任期を担う人に任せるべきだという形になるかと思います。

そうすると、改めて次の任期を負う人が28年度に就任をしてそれから策定にかかるべきだという議論にもなってしまいますので、私自身は先ほども申し上げましたように首長は首長としての考えがあるけれども、やはりその団体の目指すべきことは、市民の皆さんの意見も聞きながら作業を進めていって、その時点その時点で衆知を集めて一つの目指すべき方向というものをつくるということとでよいのではないかというふうに思っております。

そういう意味で長期の総合計画は、これを8年にするか10年にするかというのは一つの考え方もかもしれませんけれども、余り任期というものに、首長の任期というものにこだわった形にしなくてもよいのではないかと。もし次の首長が就任をしたときに、持っている長期総合計画に当然自分が掲げた政策が著しくこれとは違うとか、あるいは不十分だということであれば、そのときに改定の議を起こされればよいのではないかというふうに思っておりますので、自然体でやはり次の、おおむね10年というようなものを長期展望を見ながら方向づけをしていくということとでよいのではないかというふうに思います。

ただ、先ほどお話がありましたように実施計画を10年ということではなくて、恐らく10年というふうに総合計画を展望すれば、基本構想と展望すれば、前半のおおむね5年ぐらいをやはり従来どおり実施計画期間ということで前期、後期というような形で区切って、さらに詳細の計画というものは考えればよろしいのではないかというふうに考えております。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 総合計画というものを、どなたが市長になられてという言い方は語弊がありますけれども、とにかく自治体にとってその計画が一番根幹をなすものであるという発想に立てば、市長の言われることも理解ができます。

そしたら、総合計画をどういうふうに策定をしていくかということですが、第1次総合計画の策定時の審議会名簿を見ますと、条例では委員は30名以内となっておりますが、実際は29名で組織をされておりました。29人の内訳というのが団体推薦が13名、地域代表が7名、市民公募が4名、市長推薦が2名、関係行政機関からも1名参画していただきまして、そして議会代表が2名での29名でありました。今回の第2次総合計画の策定作業の方策では、議会の関与と市民参加のあり方ということについては市長はどのようにお考えでありましょうか。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回新たな総合計画を策定するに当たっても郡上市の総合計画審議会設置条例というものがございますので、これに従って審議会もつくっていききたいというふうに思っており

ます。

現在の設置条例にはただいまお話がございましたように、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱するという中の第1番目に市議会の議員という形で入っておりますし、それから学識経験を有する者、それから関係行政機関の職員、それから前3号に掲げる者のほか市長が必要と認める者と、こういうことで広くいろんな方に参画をしてもらうということになっているわけですが、私は、こういう長が設ける附属機関といいますか、そういう審議会とかいろんなものと議会との関係ということでありますけれども、この審議会というのは何か物事を決めていくときに広くいろいろな立場を代表する方といいますかいろいろな背景、バックグラウンドを持った方々が一堂に会して議論をして、そして物事を方向づけをしていくというところに意味があるので、私自身は議会の皆さんがお嫌でなければ、またそれは別の考え方もあるかもしれませんが、むしろそういう中に一つの議会議員というバックグラウンドを持った有識者という形でお入りにいただいて、十分御意見を言っていただくということによろしいのではないかというふうに思っております。

議会からどなたかがお出になっているから、その審議会を通ったことは全て議会も承知のはずというようなことを申すつもりは全くございません。むしろ、そういう多様なバックグラウンドを持った方々が一つの議論の輪の中に加わっていただいて方向づけをしていただくというそういうことで考えれば、いろいろな私ども執行機関の附属機関として設けられているいろんな、総合計画審議会に限りませんけれども、幾つかの審議会とか協議会というところに議会の皆様が入っていただくということに大きな意義があるのではないかというふうに思っております。

そして今回はとりあえず、最初から総合計画審議会を設けて臨むというよりは、もう少し市民の皆さんの自由な意見でいろいろと意見交換をしていただき、いわば総合計画の骨子となる議論の土台となるようなものをつくっていただくという意味において、市民の皆さんに多く参加していただくような、未来会議というようなものをとりあえずは設置をしながらまず議論を始めていき、おおむね26年度の最後のほうか、ないしは27年度ぐらいにその計画審議会という形でも御相談をかけていきたいというふうに考えております。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 郡上市の次なる10年を展望するときに、避けては通れないのは、昨日の一般質問でも議論がありましたけれども人口の減少が続いていくということでもあります。しかも、この間の講演の藻谷先生もおっしゃいましたけれども、郡上市の場合、子どもたちや64歳以下の労働人口が極端に減っていくということでありまして、人口の減少が続いていくというのは課題の一つであろうというふうに思っております。

もう一つは、財政中期試算によりますと、平成26年度からの10年間で四十数億円財政規模が縮小

していくというようなことも予測されております。ですから郡上市の次なる10年の最も大きな課題はこの人口減少と財政規模の縮小への対応であると考えます。私たちの日常生活に恩恵のある今の施策がこれからも継続できるのかどうか厳しい選択が求められることになると思いますので、今市長も言われましたけれども、今度策定をする総合計画への市民の参加というのは大事なことじゃないかというふうに思っております。

そこで今市長も言われましたけれども、市民の多くの皆さんに総合計画の策定に参加していただき、郡上市の将来を一緒に考えてもらうという仕組みを工夫してほしいというふうに思います。例えば、審議会とは別に総合計画の施策分野ごと、例えば教育、産業あるいは福祉というような、施策分野別に今言われた未来会議ですか、そして丸々委員会というものを設置して意見交換をしてもらうということも大事でありましょうし、大きなテーマについてはディスカッションをする機会を設定することもよいというふうに考えます。

また地域振興については、地域審議会にかわる地域協議会が発足をいたしますので、その協議会が中心となって各地域で活発な議論をしてもらうことも重要なことであろうと思います。

また議会の関与につきましては、今市長言われましたけれども、今回は特に基礎データであるとか潜在データ、そうしたものを作成業務を委託をするというようなことを聞いております。議論のために多くの資料が生まれてくるんじゃないかというふうに思っておりますので、どうかそうした資料等は全議員に配付をしていただきまして、議会代表だけではなく市議会として、この策定に向けた共同作業ができることが好ましいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、郡上市の教育分野における次なる10年を考えてみたいというふうに思います。

国においては、教育委員会制度を見直して、首長の権限と国の関与の度合いを強める方向が改革案として示されており、これまでのような教育の中立性が保たれるのかどうかということが論点になっております。

また郡上市では、合併時の郡上市教育計画が改定をされまして、来年度平成26年度から、これが計画書ですけれども、5年間の郡上市教育振興基本計画に基づいて郡上市の教育行政が推進されるというふうに承知をいたしております。

そうした大きな流れの中で、総合計画のときでも触れましたけれども、郡上市の人口減少に伴って郡上市の児童生徒数は年々減っていく傾向が続いていきます。特に、中学校の生徒数の推移を見ますと、平成26年度の1,248人が平成35年度、10年後は941人ということで、約300人がこれから10年間で減っていくというような予測であります。

特に、学校名を出すのはどうかと思いますが、明宝中では現在は全校生徒が70名の規模でありますけれども、数年後には明宝小、小川小から進級する子どもが30人程度になるというような推移予測であります。

そうした生徒数の推移を考えますと、次の10年では中学校区の見直しは必至の案件であると考えられますが、青木教育長の見解と対応の方策をお尋ねいたします。

あわせての質問ですが、現在、市内には2つの公立普通高校があります。先日行われた高校入試では、2校において定数に満たない学科あるいはコースもあったように聞いておりますが、この郡上市内の公立普通高校2校体制がいつまで存続可能であるのかということを懸念する声もあります。この点につきましても教育長の見解と対応への方策をお尋ねいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、今のお尋ねについて、児童生徒数の今後の予測について改めて確認をさせていただくということと、それから、市における小中学校の適正規模に関する提言に基づいて今後どうしていくかということについて、最後に、高等学校の改革にかかわって2校の存続についての市の教育委員会としての考え方、以上の3つについてお答えをしたいと思います。

児童生徒数の変化についてですけれども、これは5月1日の基準ですので議員の数値と多少違うところがありますが、平成25年度をベースに比較をしたものですが、小学生の場合2,315人が平成30年に1,986人で326人の減となります。それが平成35年になりますと1,859人ということで456人の減になります。中学生の場合は1,272人が1,088人となって184人の減、それから平成35年度には943人ということで329人の減ということになります。平成30年度の中学校の卒業生が360人になります。

こうした児童生徒数の減少によってどういう学校規模が考えられるかということですが、ここに平成30年度について、こういう形になります。どの学年も1学級の学校、ですから3学級ということになります。40人学級であれば5校、それが35人学級であれば3校ということになります。その下に1学年が20名以下でしかも全校の生徒数が50名以下というのが2校出てきます。こういうふうに学校の規模が縮小をしていきます。

それで、こうした学校の規模が縮小することによってどういった教育効果から言う課題があるかということですが、一つはチームスポーツも含めた集団の活動が困難になるということが予測されますし、それから授業時数が少ない教科、例えば音楽ですとか美術ですとか、そういった教科について専門教科の担任を配置するということもこれも難しくなります。さらに、部活動で選択できる種目そのものが減ってきますので、生徒数から言えば選択の幅が狭くなるということです。

こうした問題点がありますので、平成24年の3月の26日に郡上市における小中学校の適正規模に関する提言というものを私どもはいただきましたが、その提言の概要を少し述べますと、委員さんの意見として、国の学級規模に従うということはこれは難しい、児童生徒の社会性を育てるということを考えますと、ある程度の学級規模が必要であるということ、それから中学校の部活動の充実

に配慮が必要なこと、そして地域と学校の連携ですとか地域活動への影響に配慮することといった御意見があつて、望ましい学級規模として3点上げていただきました。

一つは、1学級当たりが20人から30人となること、それから中学校では各学年で2学級以上となる規模を目指すということ、それから1中学校の校区に複数の小学校があることが望ましい、こうした提言をいただいたわけですが、この提言を私どもは受けて、現在進めておりますことは、これは今後の方針ということになりますけれども、中学校を統合すると仮定をした場合の学校区それから通学路や通学方法などについて教育委員会の事務局としての検討を今行っております。

ただし、非常に検討課題が多いもんですから、現在のところは課題を整理するという段階に今はとどまっております。公民館活動と学校との関連、それから地域活動との関連や、道路環境が変化していくことによって通学区域がどんなふうになるかということ、それからもう一つは、学校の組み合わせを考えるということになりますと、これは小学校との関係も随分出てきますので、そういった問題が非常に多いというのが現在上げている課題です。

ただ、今幾つかの課題を申し上げましたけれども、その課題のほかにも、もう少し考えなければならぬということがありますので、なかなか時間が今後は必要だろうと。そういうことで、当面は合同学習ですとかあるいは合同の部活動を進めていくことによって、集団学習ですとか集団活動に少しでも生徒の学習が充実するような配慮をしていきたいというふうに考えているところです。

それから、県立高校の2校のあり方についてですが、県の教育委員会が第2次岐阜県教育ビジョンの素案を発表されて、その中で、中長期的な将来を見据えた高等学校の改革というのが重点施策になっております。高等学校の改革の要点ですけれども、基本理念として、リーダー性やグローバルな能力を育成すること、それから社会経済の基盤を担う能力を育成をすること、そして自立して社会生活を営む基礎的な能力を育成するということを目指す、これが基本理念です。

そのことを受けて具体的な政策として、魅力ある高校づくりというのを上げております。その中で、学校規模としては1学年4学級から8学級を適正な学校規模としております。その基本をもとにして今後、学校の体制が考えられていくわけですが、その中で、適正な学校規模が維持できない可能性のある学校は地域や学校の特性、学びの機会の保障等を配慮してあり方を検討するとあります。

もう一つ、魅力ある高校として中高一貫教育、これは併設型をイメージしております。それから普通科高校、普通科系専門学科の特色化、産業教育の改善充実、学校間及び地域との連携などを上げております。

こうしたビジョンを受けまして、市の中学生の生徒数が減っていきますので、私たち教育委員会としては、これから申し上げる幾つかについて具体的にこれからも進めていきたいというふうに思っておりますけれども、まず規模の問題ですが、先ほど平成30年の市内の中学校の卒業生が360人

であると申し上げました。それを郡上高校と郡上北高校の2校へ全ての生徒が進学すると考えますと、1学年で9学級ができます。そうすると、1校1学年4学級とそれから1学年5学級の2校が成立するということになります。これは全て進学するということは現実的にはあり得ないというふうに思いますので、そうなりますと、適正規模は維持できないというような可能性が出てまいります。

私たちとしては、魅力ある学校として郡上北高校とそれから郡上高校の2校が存続をするということが非常に大事になってくるというふうに思いますので、2つの学校と連携をしながら、市の教育委員会としては次に申し上げる5点についてこれから取り組んでいきたいと思っております。

1点目は、白鳥中学校と郡上北高校を現在進めております連携型の中高一貫教育、この充実を一層進めていきたい。

2点目は、ほかの中学校と郡上高校とそれから郡上北高校の2校、できるだけ中学校と高校が連携するということになりますが、一貫した教育ができるようなことも考えて進めていきたい。

それからもう一つは、郡上学を含めてふるさとの教育が小中学校と関連の上でできるような、そういった地域との連携も含めて考えていきたい。

それから4点目は、地域との連携や協力によって、中学校から継続をして部活動ができるような、そういった働きかけも進めていきたい。

最後に、魅力ある高校の実現のために、学校関係者だけでなくPTAそれから産業界そして行政機関なども含めて、高等学校のあり方について検討したり協議する機会を設けていきたいというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 先日の郡上教育フォーラムの講師としてお招きした村上誠二さんのお話の中で、コミュニティーという言葉の意味は、アメリカでは単に地域という意味ではなくって、その地域に学校と保安官がいることがコミュニティーという意味だというようなお話でありました。

そう考えますと、郡上市を形づくるのはやっぱり7地域だというふうに思います。この7地域から中学校がなくなるということは、やっぱりコミュニティーがなくなるというようなことだというふうに思いますので、微妙なことです。教育長は言及されませんでしたけれども、中学校の生徒が減っていくということについての対応ということについては、統廃合ということよりも校区の見直しといいますか、そういうことによって7地域の中学校は、体制としては維持していくんだというふうに考えてもいいんでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それまだあくまで仮定の話になりますが、学校区をどのようにするかとい

うことによって1校当たりの生徒数は変わってまいりますけれども、しかしながら、1学級の生徒数が大幅にふえて、1つの学年で2学級というような組み合わせになるということはなかなか考えにくいことだというふうには思います。

ですけれども、やはり課題として幾つか先ほど挙げましたけれども、学校の統廃合というのは非常に大きな問題ですので、このことについては慎重に考えていきたいというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） はい、わかりました。5分切りでしたが、簡単に質問の趣旨を申し上げますので、4点目お答えをいただきたいというふうに思います。

平成21年度から新しい公民館体制がスタートをしております。特に26の地区公民館では住民が主体となって地区の人材を育て、地域を育てるための事業活動が推進をされております。

郡上市教育振興基本計画の中に、青年や女性が協力して活動できるよう団体などの組織化に取り組むことが明記されております。そうした現状を踏まえますと、公民館活動における次の10年の課題の一つがこの青年と女性の団体育成、そしてその両者の団体が地域づくりと連携し活動を展開していくことだろうと考えますが、教育長の見解と対応への方策をお聞きます。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 地区公民館それから地域公民館と自治会等も含めた団体の活動の連携につきましては、少しずつ前進をしておるというふうにして理解をしていると。その結果として、ここ数年間で3つの公民館が文部科学大臣表彰を受けております。問題は、青年あるいは青少年そして女性の団体の組織化といいますかそういったことと、その公民館活動への参加というのは大きな課題ですが、これは来年度からそのことに重点的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

具体的に申し上げますと、公民館の活動の中に女性それから青少年あるいは青年が参加しやすいそうした行事ですとかあるいは講座を設けることができないかということが1点。

それからもう一つは、青少年や女性が実際、現在もグループとして活動している公民館がありますので、そういった公民館の活動のよさみたいなものを、公民館の振興大会等を通じて市内の各公民館に広げていくことができるように、今ある活動を広げていくという、そういう方法をとっていききたいと。

大まかに申し上げますと、以上の2点で何とか公民館活動を中心として女性の活動団体、そして青少年あるいは青年の活動団体の育成について力を入れていきたいというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 昨日も女性防火クラブの再結成をという、それについては行政の働きかけ

が必要ではないかという提案がありました。この私が質問しました公民館活動の中の青年や女性、青少年や女性たちの団体活動の促進というようなことについても、今教育長が言われたような、やはりこちらから仕掛けというと語弊がありますけれども、参加をしてもらいやすい状況を整えながら進めるという、この行政からの働きかけがやっぱり大事だということを思いますので、引き続きの御尽力をお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

◇ 美谷添 生 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、17番 美谷添生君の質問を許可いたします。

17番 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） おはようございます。ただいま発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めたいと思います。

今回は2点通告をいたしております。それは、文化・文化財の保存、活用、地域資源いわゆる自然エネルギーの活用という2点について質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、平成25年度の郡上市教育方針というものが出されておりますけれども、それによりますと、郡上教育の現状と課題という中で、学校教育では、地域の自然や歴史・文化などを生かしたふるさと教育や、一人一人に確かな学力を身につけさせる学習などが展開され成果を上げてきましたと。そして、自立・共生・創拓の教育を教育方針にしておりますというふうに書いてございます。

中で、6つの大きな項目の中で、ふるさとに誇りを持って生きるというところがございしますが、そこは地域の自然、歴史、伝統、文化を尊重し、郡上に生きること誇りを持ち、国内外の人と協力してよりよい社会を実現することに貢献できるというふうに書いてあります。

ふるさとに誇りを持つためには、誇るべきふるさとというのをよく知らなければならないと思います。そして、自分が今ここにいることへの感謝の思いを持つ、そういう心を育てることが必要であるというふうに考えます。私がここに今いるということ自体、よくよく考えてみますと、これは奇跡的なものでありまして、先祖のどなたがいなくても自分はないということでありまして、郡上には誇るべき歴史、文化が脈々と流れておると思います。学校教育でのふるさと教育とはどのようにされているのかお伺いをいたしたいと思います。

また、文化・文化財についてであります。ここに文化・文化財というのが存在すること自体はこれは大変意義のあることであると思いますが、郡上市には有形・無形の文化・文化財が数多くあり、文化財の宝庫というふう言われ、多様で豊富な文化財が伝承、保存されていると認識をして

おります。

それでは、文化財と言われるものは一体どのぐらい郡上にあるのか、そして、県内ではどんな存在であるのかということについてまずお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、学校教育におけるふるさと教育と、それから市の文化財の状況にと、こういう順番でお答えをさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい、お願いします」と17番議員の声あり）

○教育長（青木 修君） まず、学校教育におけるふるさと教育ですけれども、これは郡上学というふうに総称しておりますが、小学校、中学校を通じて現在、ふるさと教育はきちんとやられているというふうにして私たちは理解をしております。

郡上市は県内でも有数のふるさと教育を実践をしている市だというふうに認識をしておりますが、今年度から始まった岐阜県ふるさと教育表彰について、中学校の部では優秀賞受賞校が全部で7校ありますが、そのうち郡上市の中学校は3校を占めております。ですから非常に、そういった意味でも県下からも高く評価されている。小学校につきましても、那留小学校が奨励賞を受けております。そういう意味で、ふるさと教育については充実しているというふうにして考えておりますし、また、来年度からの市の教育振興基本計画につきましても、できるだけふるさと教育を重視して進めたいというふうに考えておりますし、とりわけ、地域行事へも積極的に参加をして、子どもたちが肌で地域の自然あるいは地域の歴史、地域の文化、そういったものをそのよさを実感をして誇りが持てるようにしたいというふうに現在考えているところです。

それで、2点目に文化財ですけれども、現在、郡上市が文化財をどの程度保有しているかということについてですが、国の指定及び選定の文化財が25件、それから登録の有形文化財が23件、そして県の指定文化財が106件、それから市の指定文化財が766件、合計920件ありますが、国それから県の指定文化財の多さは県下では2番目に当たります。それほど貴重な文化財を郡上市は所有をしているという、そういう現状にあります。とりわけ、白山信仰ですとかあるいは高賀山信仰にかかわる非常に価値の高い文化財を郡上市は所有しているというところが大きな特色ではないかというふうに思っております。

（17番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ありがとうございます。今お聞きしますと、ふるさと教育については県内でも屈指の実績を持って教えていただいておりますか、評価をいただいておりますかということで、大変意を強くしておりますのでございます。先ほど申しましたように、誇りを持つには誇り

を持てる自分を知らねばならないというのが基本であると思いますので、なお一層ふるさと教育については力を入れていただきたいというふうに思います。

それから、文化財につきましても数多くあると、県下でも国の関係については2番目にたくさんあるというようなことで、それだけの歴史といいますか郡上には人が、かなり前から文化の高い人たちが住んでおったという証拠でもあろうかというふうに思うわけでございます。

ことしの1月の22日の岐阜新聞でありますけれども、これコピーであります、「長滝白山神社の若宮宮司の白山信仰文化の源」と題した記事が掲載をされました。その中で、岐阜県は白山神社が県内全域に525社あり、白山信仰が岐阜県の特徴である、そして円空も岐阜県民が誇る芸術家であり宗教家であると記されております。この2つとも郡上に大変関係の深い事柄であるというふうに思います。

そしていま一つは、長滝の長瀧寺が所蔵する宋版一切経という経典について言及をしてみえます。これは、現在、国の重要文化財ということでありまして、世界的にも大変貴重なものであると言われております。一切経というのは、仏教経典の全てを網羅したもので、全部で5,000帖あると言われております。そのうち実に3,750帖ほどが長滝に所蔵されておると聞いております。火災で焼失したということもありますけれども、全巻があつたようでありまして、現在3,750帖ほど残っておるというふうに聞いております。

そして宋版といいますのは、中国の宋の時代に木版印刷の技術が進歩いたしまして、時の皇帝が権威と威信をかけて行った一大プロジェクトででき上がった宋の文化の最高峰であるという品物のようでございます。

この一切経の初版本といいますか、できたてほやほやといいますか、初版本が一定量は郡上にあるということは大変、どうしてあるのかということで、これは多くの研究家がびっくりしておるといふようなことで、当時の日本と中国の関係を探る上でも大変意義の深いことであるというふうに思います。現在、専門家による調査が実施されておると聞いておりますが、この研究の成果が期待されるところでございます。

この文化・文化財は先ほど申しましたが、そこに今なぜそこにあるのかと、ただ博物館のようによそにあるものを収集してきてそこにあるというのではなしに、もともとそこにあつた、古くから人が住んで、そして先人が生活、社会の様子を見る、時代を映す証拠の品というようなものではないかというふうに思います。ふるさと郡上の歴史を知る上で、大変重要な財産であると思います。今後、保存と活用についてどのように考えてみえるかお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 今お話になった宋版一切経ですが、これは非常に貴重なものであるということでは確かだというふうに思います。現在調査をされて、ただ私どものところへはまだその詳細な

報告書はいただいておりますけれども、私たちが把握している限りで言いますとこの宋版一切経、とりわけ南宋時代の湖州思溪版と言われる宋版一切経ですが、この宋版一切経の特色というのは、通常、宋版一切経をつくるときには多くの人の喜捨によってつくられるということが多かったわけですが、この湖州思溪版については、王氏という一族が喜捨をされてつくられたということで、誰が依頼をして、そして誰が責任を持ってこの木版印刷を行ったということが明らかになっているという意味では、非常に特色のある宋版一切経だというふうに私ども理解しております。

それがさらに細かい調査によって新しい事実が出てきて、他の地域にある宋版一切経も多くは重要文化財ですけれども、これが本当にそれを超えるものであるということが事実が出てくるようなことでありましたら、県の教育委員会そして文化庁を通じて、さらにもう少し上の指定等が考えられないかということについては、今後私たちもそのことについて研究も進めていきたいと思ひますし、検討もしていきたいというふうに思っております。

こうした貴重な文化財というのはこの宋版一切経にとどまらず、市内には非常に多くあります。それを保存することとそれから活用することを両方を両立させていかなければならないというふうに思ひますけれども、保存方法を中心としますと、どうしても収蔵庫に厳重に保管をしてその劣化を防ぐということになりますし、活用ということになりますと、場合によっては劣化のおそれがありますから、そこらあたりをこちらとしては文化庁等の指導を受けながら連携を深めていきたいというふうに思っておりますし、慎重に物事を進めていきたいと思っておりますが、例えば現在、修復中である狩衣につきましては、今後こちらに戻ってまいりましたら、何らかの形で公開をするというようなことについても考えておりますので、郡上市には白山文化にかかわる非常に貴重な文化財があるということを市民の皆さん全体に知っていただくようなそういった手だてを講じていきたいというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） どうもありがとうございました。大変貴重なといいますか、そういう認識をいただいております。ありがとうございますと思ひます。

さて、2017年、平成29年でありますけれども、白山の開山1300年という節目を迎えるようであります。養老元年といいますか、717年ですかね開山は。そういうことで、一つの節目の年を迎えるに当たりまして、郡上市としてこの意義をどう考えて、また記念行事等について何か方策を考えてみえるかということについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 白山の開山1300年についての事業をどうするかという御質問ですが、白山開山1300年の意義ですが、これは養老元年に越の大徳と言われる僧の泰澄が白山を開山をした

というのが古い記録の中で示されておりますし、地元の長滝にも、養老元年の夏に白山から下ってきたときにその地域に社を建てたということについても、これも長滝に伝えられているということがあります。

この泰澄についてはさまざまな説がありまして、実在した、しないといったこともありますけれども郡上市の、私たちの生活あるいは文化に関しては非常に深いかわり合いがあつて、いわば生活文化の起点をなしているというふうに考えても言い過ぎではないというふうに思います。

そういう意味で、例えば農業ですとかあるいは林業あるいは伝統的な芸能、そういったものも白山信仰あるいは白山そのものが根底になっているものがたくさんありますから、郡上市の今後を考える意味でも、この白山の開山1300年といったことについては、これを事業として捉えていくというのは非常に意味があるというふうに思っております。そういう意味で、平成29年、2017年になりますが、市として記念事業を実施していこうという方向で現在は考えております。

教育委員会としては、今後この3年間でそうした機運が高まるように、1点としては文化財の、現在持っております文化財についての特別展を開催できないかということで今検討を進めているところです。

具体的に申し上げますと、先ほどもお話をしましたが、現在修復中の国の重文である狩衣が修復を終えてこちらに戻ってきますので、そういったものについての特別展を例えば開催をするのですとか、あるいは現在も郡上学の関連講座で進めております白山文化ゼミナールがありますが、これを3年後の記念事業に向けて具体的な内容について工夫を凝らしていきたいというふうに思っております。

また、来年度から白山文化博物館などの施設の展示や運営に行政パートナーとして市民の皆様方の知恵をおかりするということになっておりますので、そういった方の知恵もおかりしながら白山信仰、白山文学そして白山、そういったものが郡上市の皆さんにとってどういう意味があるかということをお理解をいただいて、さらに関心を深めていただくような、そうした白山開山1300年といったような事業につないでいけるようなことについて考えていきたいというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） 積極的な答弁をいただきまして本当にありがとうございます。いろいろな人たちの協力がなければできないこともございますけれども、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

さて、こうした市内には多くの文化の伝承また文化財が称されており、今後保存、活用をしていくためにも、文化財専門の課があってもいいのではないかとこのように考えるわけでございますが、市長の見解をお伺いをいたしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘がありましたように、多様なそして豊富な文化財を抱えてる郡上市でありますので、文化財の保全・保護・活用、こういうものを十分に図っていくためには市の体制も中身をしっかりとしていかなければいけないということは痛感をしているところでございますが、文化財の保護に当たってあるいは活用に当たっては、大変たくさんの方面の専門家といいますか、建築であったりあるいはその他の美術工芸に対するそれなりの知識、経験を有する人、あるいは新年度からかかりますけれども、例えば郡上八幡城の城石の調査というようなことでは埋蔵文化財の専門家というようなものを要するということでありまして、まずは先決問題として、そういう具体的ないろんな人材の確保、養成というものを図っていきたいというふうに思っております。

文化財課という課をつくるかどうかということについては、郡上市は平成19年度にそれまでの文化財室を文化財課にして、19年度、20年度と文化財課であったわけでありましたが、全体的な職員の定員適正化等もございまして、余り小規模の課をつくるというよりは、いろいろと仕事の繁閑に応じて機動的な対応がとれるようにということで、平成21年度にそれまであった文化財課を社会教育課に統合したばかりでございます。

そういうことでありますので、現時点においては私は、いろいろな必要な職員の養成、確保という点については十分意を払ってまいりたいと思いますけれども、現時点において余りに少数の文化財課というのを再びまたつくるとことは今のところは考えていないところでございます。

（17番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） 職員数のことにもかかわってくることでございますけれども、その中で一応担当としてこのことにも大いに配慮をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、自然エネルギーについてであります。またかと言われそうでございますけれども、よろしく願いをいたします。

新年度重点的な取り組みの1点目に、地域資源である木と水を最大限に活用する各種施策を掲げてみえます。目玉事業の一つとして、木質バイオマスと水力発電をより一層活用し、郡上の地域資源や特色をさらに生かしていくというふうに市長は言っておられます。中でも、小水力発電研究事業は3年目を迎え、さらに充実した内容となっており、期待をしておるところでございます。

この事業は、郡上の特性を生かした小水力発電の可能性や活用などについての調査研究と小水力発電の適地の調査、実験的施設の設置と市民を対象とした勉強会を開催し、水力発電に対する知識や関心を高めるのが目的ということで、新たに小水力発電可能地の調査、小規模発電モデルの設計、自然エネルギー学校の開設を新たに加えた内容となっております。

そこで、そもそも郡上市にはどれぐらいの自然のエネルギーがあるのか、水力、木質バイオマス、バイオガス、太陽光等について、電気量に換算してどのぐらいと試算をされておるのか、また郡上市内で発電機を除く消費電力、いわゆる中電からの買電といたしますか、買い入れといたしますか、この使用量はどのぐらいであるかということについてお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） ただいま御質問がございましたエネルギー量の全体量についての御質問でございます。庁内の各課にわたりますものですから、私のほうでまとめて御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、小水力発電でございます。郡上市全体の水力発電の賦存量というものは、現在のところ市では推計はしてはございません。ちなみに、現在関係機関より公表されております賦存量についてお答えをしたいと思います。

まず、市内河川の賦存量でございます。これが8億1,019万キロワットアワー・毎年というふうに公表をされております。これは、環境省の平成22年度の再生可能エネルギーポテンシャル調査報告といったことによります。この出し方につきましては、地形データあるいは水系のデータあるいは流量のデータにより、国のほうが推計をされておるということで、河川の結節点の例えば高低差なんかを参考にして出されておるというものでございます。

それからもう一つ、現在実施中の農業用水、これについての郡上市全体の賦存量というものは公開はされておられません。ちなみに小水力発電、現在実施中の小水力発電の4施設のうち板倉用水を除く3施設を見ますと、石徹白1号用水が54万キロワットアワー・毎年、それから石徹白1号同じくですが朝日添の56万キロ、それから日面の79万キロ、この3つを足しますと189万キロワットアワー・毎年ということでございます。これら合計しますと8億1,200万キロワットアワー・毎年になるかというものでございます。

それから、次に木質バイオマスでございます。これにつきましては、平成26年3月現在の市内の人工林の木質バイオマス総量は約1,552万9,000立米ということで、このうちの35%を燃料用電源、いわゆるC材、D材と見積もりますとそのバイオマスの総量は約543万5,000立米となります。

それから、同時期の人工林の年間成長率を見ますと、総量で26万4,000立米でございまして、このうちの35%を燃料用電源としますと、その木質のバイオマス量は約9万立米となると、その9万立米を全量発電に回しますと5,000キロワットアワー級の発電が可能となるということでございまして、これは現在、瑞穂市のほうで計画をされておるようでございますが、この発電施設と同等のクラスに相当をしてくると、年間発電量は約4,118万キロワットアワー・毎ンを想定をされておるということになります。この発電量をちなみに一般家庭に換算しますと約1万1,000戸分というこ

とを聞いております。

次に、家畜のふん尿のバイオマスでございます。家畜、乳用牛それから肉用牛それから豚あるいは鶏の排せつ物でございますが。

（「発電量だけ、細かいところは必要ないので」と17番議員の声あり）

○商工観光部長（山下正則君）　そうですか。はい、わかりました。郡上市全体のうちの10%を発電に回すとなると発電量は約36万キロワットアワー・毎年となると。

最後に下水道の汚泥でございます。これは先般も説明をしておると思いますが、公共特環で生ずる発電量については37万8,811と、37万キロワットアワー・毎年になろうかというものでございます。なお、農業集落排水汚泥については、法律に基づきましてリサイクルということが義務づけられておりまして、発電ではなく堆肥のほうに回せということになっております。

以上でございます。

（「太陽光は」と17番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君）　商工観光部長　山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君）　太陽光については特に賦存量というものはまだ積算をされていないということで、ちなみに、現在の一般家庭の太陽光発電システムについて若干情報をお話し申し上げますと、現在までに設置契約を結んでおところは合計で5,280キロワットアワー・毎年ということでございまして、平成25年10月までには298軒の方が契約をされておるということでございます。

それから最後に、一つ忘れておりましたが中電の全体の電気の消費量という御質問がございまして、これにつきましては、中部電力の最近の年間電力消費量でございまして、平成25年3月から平成26年2月までの消費量をお聞きをいたしますと、中電では3億280万キロワットアワー・毎年ということになっております。

以上でございます。

（17番議員挙手）

○議長（清水敏夫君）　美谷添生君。

○17番（美谷添生君）　ありがとうございました。水力について前に私は潜在の発電量を質問したときと大分アップしております。自分の試算よりは大分低いわけですがけれども、それでも今、使用量から見ますと3倍ぐらい可能性があるということで、これは発電はこの財産は大変なものであるということがわかりました。需要電力をはるかに上回る発電能力を有しておるということがわかったわけですので、勇気を持って発電事業に取り組んでもいいのではないかというふうに思った次第でございます。

昨日の2番議員のエネルギー自給率の数値目標について、今は難しいというような答弁がありま

したけども、私は早急に目標を立てて、そして可能なエネルギーをつくっていくというのが非常に大切なというふうに思います。

それでは、時間が来ておりますのであれですが、先般、小水力発電セミナーというのがございまして、熊本の兼瀬哲治さんの講演で、まさに目からうろこというような感じでありました。講演では、伝統芸能を活用する、あるいは暗闇を活用した天文台をつくる、棚田の発電をする、砂防堰堤で発電をする、食料・エネルギーの自給をしていくと、公共事業として発電所の建設をするというような、まことに実に興味深いことであって、郡上でも参考にすべきというふうに考えましたが、市長の御感想をいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今お話がございましたように過日、小水力発電セミナーということで、熊本県の元清和村の村長さん兼瀬哲治さんのお話を聞いたわけでございまして、いろんな取り組みについて私も学ぶべき点が多々あるというふうに思い、またこの兼瀬さんのいろんな取り組み姿勢というものには深い感銘を覚えたところでございます。

（17番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ありがとうございます。そういうことで、市長もこれはできるということをおられた部分と、これは無理やなということが混在したというふうに思いますけれども、一つの考え方であるということで、非常に貴重な話であったというふうに思います。

それでは、通告内容から少しずれておるかもしれませんが、木造建築についてお伺いをいたしたいと思います。

木質バイオマス等で発電用にあるいは給湯用などの燃料として利用されるものは、建築材料としては使われない、いわゆるC材と言われる部材でありまして、木材の本来の利用は建築に使うというものであるというふうに思います。

本年も和良の振興事務所が木造で建設の計画をされておりますが、できることなら木造であっても、郡上のたくみが出した在来工法というようなものを検討できないかということが一つでございます。

先般、10周年記念の講演で、ヨーロッパにおいては、木造の高層建築が建設されたというような話を聞いてびっくりをいたしました。しかも、その設計たるや日本人の設計で日本古来の技法が使われているというようなことで、これもびっくりしたわけでございます。

そんな中で、私は、ヨーロッパでは今、コンクリートから木へと、地下の化石エネルギーから地上の再生エネルギーへと時代が流れておるというふうに実感をいたしました。この日本でも高層建築の木造化が実現できるような取り組みが必要であると考えております。そして講演の中で藻谷氏

は、郡上は食料とエネルギーの自給が可能な地域であるとも言っておられます。そんな中で、今後、木材の利用というものといいますか木材の価値というものは、今まで考えられていた以上の価値を生んでくるというふうに考えられますので、今後ともこの利用については検討あるいは積極的な取り組みをいただきたいというふうに思います。

質問をしようと思いましたが時間がございません。そういうことで、小水力セミナーのときでも、地域づくりの基本は資源の活用それから外貨の獲得、内貨の保留、そして地域内での循環ということであるというふうに示されまして、今が田舎再生のチャンスであると、自然エネルギーの里になれるというようなことで締めくくられたと思いますが、今、原子力発電の最小化というのは国民の願いと言われております。ヒステリックに脱原発を叫ぶばかりでなく、地方より再生エネルギーによる発電等を推し進めて、電力と食料の自給を着実に実現していくことが必要であるというふうに考えますので、またの機会に市長の御意見をお聞きいたしたいと思いますが、時間でございますので、ただいまをもちまして一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、美谷添生君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。よろしくお願いいたします。

(午前10時55分)

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時09分)

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君の質問を許可いたします。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。大きく2点で、1点は新年度の施政方針について、それから2点目としましては教育、文化、人づくりについての質問をさせていただきます。

施政方針について、今議会につきましてもそれぞれの議員の皆さんから質問があります。私は市長に対して次なる10年の第一歩ということでお尋ねをするわけでありますが、このことにつきましては、先ほど来人口の問題、特に大きな市の課題であります。第一歩10年さらなるこれからの向けては、いろんな予想がされる中で非常に厳しいところでありますが、市長の市政運営基本の方針の中で述べられましたことにつきまして、発言されたことについて、人口減少と少子化、

高齢化によって、これまでの地域で当たり前のことが行われてきたことが今までどおりできなくなった時代が到来しつつある。こうしたことから大きな問題であって、安全・安心、活力、希望の各施策を着実に進めていかなければならない。

そういった中で先ほど、2番議員のずっと郡上、もっと郡上、そんなことであるわけでありませうけれども、やや今回の基本方針については、私が考えますには、やはり2番議員の発言の中にあったように、役所の中の職員全体それから市民に向けてやや施策方針についてはまだまだ行き通らないような感じを持ったのでありますので、ぜひともこの場において市民に向けて、人口減少の歯どめ策についての市長自身の考えを改めて伺っておきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、郡上市の抱えている課題、少子化あるいは高齢化ということに伴う人口減少、単に自然動態としての少子化、高齢化だけでなしに社会動態も含めての話でございますけれども、このことについては、私はずっとこれまでも同じことを言ってきたつもりですけれども、なかなか市民の皆さんの心にもあるいは市の職員の心にも統一の意識として届いていないということであれば、さらに反省をして、これからはもっと同じことを言い続けていきたいというふうに思っておりますけれども。

申し上げますのは、やはり人口が減少するということは、これは日本全体の一つの少子化という現象の中で起きてることであるので、最も原因とするところはやはりそれぞれの、何と申しますか、若い世代がやはり子どもを産む数が少なくなってきたということに起因をしているというふうに思います。これをどうするかということではいろいろな原因はあるわけですが。

それで郡上市としては、私はきのうも申し上げましたが、自然動態としての出生と死亡というもの、これについての減少というものをいかに少なく食い止めるかということと、社会動態としての転入・転出ということによる転出超過による減少をいかに小さく食い止めるかと、こういうことにかかっているということで、これをするためには、何か一つの特効薬があるということではなくて、さまざまな行政の面においていろいろな手を打っていかねばいけないというふうに思っております。

特に自然動態においては、昨日も申し上げましたが、少しでも多くの次世代を担う赤ちゃんを若い人たちに産み育ててもらうというためにどうしたらいいかということであり、市民の皆さんが健康で長生きをしていただくためにどうすべきかということの中で、あらゆる手を打っていかねばいけないというふうに思っております。

また、非常に郡上市はたくさんの人材を高等学校まで教育をして、そしてそれが3月から4月にかけて流出をしていくと、そしてなかなか一旦学業等を修めても帰ってきてもらえないというよう

な状態をどうするか、あるいは必ずしも郡上生まれ、郡上育ちの人にだけ帰ってきてもらうということではなくて、大都市、都市圏で育った人たちに郡上の魅力を感じていただいて移住、定住をしていただくというような施策も含めてあらゆる手を打ってまいりたいと。

そのことは、そうして行政だけでできることでなくて、市民が同じ心になって一体となって取り組んでいかなければいけないことであるので、そうした意味で、やはりこの問題の将来、郡上の将来に与える影響というものをやはり、私たち行政もそうですが市民の皆さんも深く認識をしていただいてやっぱり取り組んでいくということではないかというふうに思っております。

昨日にもお話ししましたが、ごく最近の人口動態調査によれば少し、24年と25年動態調査によれば、減少が縮まってるということについては私は非常にうれしく思っておりますが、中身を分析してみますと、郡上のいわゆる1人の女性が一生涯の間に産む子どもの数というのは他の、例えばこれは関保健所の計算でありますけれども、例えば24年の郡上市の女性の合計特殊出生率というのは2.08ということで、大変高くなっていると、こういうことを一つは意を強くしております。ほかのところは1.4ぐらいとかというような中で、そういう率が出てくるということは、郡上の若いお母さん方たちが、やはり子育てに本当に取り組んでおっていただけるということでもありますので、そういう点は今後とも行政のサポートをしていかなければいけないというふうに思っておりますし、高齢化に伴って年々死亡数もふえておりますけれども、やはり少しでも元気で長生きをしていただくという健康寿命を伸ばしていくということが必要だと思います。

これも昨年出た数字ですけども、郡上市の平成22年の男性の平均寿命は81歳ということで、東海3県の市町村別の平均寿命では同率の1位のところがございましたけども、いわば東海3県の中では1位というような数字が出ております。これも市民の皆さんが健康に気を使いながら、やはり元気で長生きしとっていただくということでもありますので、こういう動きをさらに強めていきたいというふうに思ってます。

社会動態につきましては、これについてはいろんな産業、よく言われる雇用の問題があり、そしてまた昨日も議論になりましたが、他地域からの定住・移住の促進と、こういったことも含めて取り組んでまいらなければいけないというふうに思ってます。

それから、当然、先ほど言い忘れましたが、自然動態としての赤ちゃんをたくさん産んで育ててもらいたいというためには、やはり若い人たちの結婚促進というようなこともこれは今取り組んでおっていただきますが、引き続き取り組んでいかなければいけないというふうに思ってます。

このように、自然動態と社会動態というふうに分析をして、昨日も話がありましたが、あらゆる施策をやはり人口面で活力を持った郡上市にしていくためにさらに取り組んでいきたいというふうに思っております。

ただ、もう一つ申し上げておきたいのは、人口というものは、それそのものが何か一定の数を確

保しなければどうしても市民、国民は不幸せなのかということになると、必ずしもそうではないと思います。むしろ、問題は今の非常にこれから高齢化していく国民、市民が幸せな生活を送りながら一生を過ごしていくための人口構造、こういうものをどういうふうにして支え合い暮らしていくかというところに問題があって、一定の日本国民は何億何千万人でなければならないという、あるいは郡上市民は何万人でなければならないということではないという意味では、私は人口のそういう指標とか目標というのは、それそのものが目的化するというものではないと、ただし、やはりふるさととして豊かに暮らしていけるためにはどういうこれからの推移が必要かということからやっぱり、私たちは幸せなふるさとの生活をするためにどう取り組んでいくかということから考えていくべきものであるというふうに思っています。

(8番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) いずれにしましても、合併以来年々減りながら4万4,500人まで減少、それから5年後の18年には4万1,000人という、より現実的な目標をとどめてやっぱりそういったことに向かっていく市政でありますので、そういった中において今市長言われましたように、やはり過去の3月1日の合併10周年の記念講演に藻谷先生を迎えて郡上市の地域力とこれからの地域づくりということで講演された中にも大きなヒントがあり、やっぱりそういったことについて、確かに市長、何人が幸せであるか何人を確保しなければならないということについてはそれはもちろんでありますけれども、やっぱり、10年過ぎて10年これから向かう一歩として市長のメッセージについては私はちょっと、基本施策方針についてこの言葉の中にもう少し力強いものがあってもってことを思ったからそう感じて、恐らく私一人でなしに、今般いろんな質問された中にはそういうことも含めた議員さんも同じ感じではなかったかと思います。

特に私はやっぱり今年度の新しい施策として分野別で健康福祉についての、子どもを安心して産み育てる新しい支援事業についても興味を持っておりますし、それから、いかにしてやっぱり人口減少を、抑えるという言葉はまたあれかもわかりませんが歯どめをかけていく、そういった中でやっぱり、藻谷先生の講演にありましたように、年代別の人口をある程度比例的にしっかり守っていくことが大事ではないかということのを特に思いますので、市長からのメッセージということでこの質問をしたわけでありますのでお願いいたします。

あわせて、2点目であります、職員の定員適正化による削減、そのことも順次行政改革の中で進められておるわけでありますけれども、定員の適正化計画に基づく職員の削減、今後より一層の少数精鋭による組織運営を行う必要があると。今、それによって職員の皆さんの大きなやっぱり残業がふえても、これもいかがかと思うところであります。やはり普通であれば一、二時間の程度で抑えながらやっぱり職員も家庭生活もあります。そんなことを踏まえながら、こうした状況において

市長、職員含めてやっぱり意識の改革が特に必要であると思います。

また、職員の中においては、しっかりとしたエキスパートとしての専門業務に当たらせることも必要であり、これ職員教育、今までも質問してまいりました。また行政の縦割り、硬直した運営に固執するべきではなくやっぱり、横断的といいますか、事務の繁忙によって組織横断的に職員が他部署への応援を行えるような柔軟な対応が必要であるということもこれも以前質問したところであります。

そういったことも取り組んでいるということではありますが、指揮の統括部署はどこで、やっぱりしっかりとした庁舎内でそういうことが行われているのか、そのことについて質問をさせていただきますので、市長の考えをお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 定員適正化計画という中で、職員の皆さんには大変御苦労いただいているというふうに思っております。

そういう中で、できるだけ今御指摘がありましたようにそれぞれの、例えば課単位とか係単位で非常に一定時期に忙しい目をしてるのに、他の課員あるいは他の同じ部の職員が知らぬ顔しとるといようなことではやはり、これだけ少数精鋭でやっていかなければならないという時代の中では、そういうことは好ましくないことだというふうに思っております。

そういう意味で、常々各部長さん方にもその部内の仕事の繁閑ということ、繁閑というのは忙しいとき、あるいは暇なときという意味なんですが、1年中暇もないかもしれませんけども、そういう繁閑に合わせて、やはり職員の機動的な運用ということをやってもらいたいというふうに申し上げております。その部で足りないことは今度は全庁的に遠慮なく言ってもらえば、副市長のところへ言ってもらえれば、これはきちっと対応してきておるわけです。

そういう意味で、例えば例を出しますと、25年と言いますと、年明け早々にありました中部日本スキー大会であるとか、あるいは秋にありました東海市長会であるとかそういったこと、あるいはもう毎年毎年行われております郡上おどりととか、そういうようなときには本当に部の壁、課の壁を乗り越えて協力態勢を整えております。あるいは、各旧町村単位で行われているふるさと祭り等については、本庁に来ている職員もそれぞれの出身のところのそういうイベントに積極的に協力をすると、こういう態勢をとっておりますので、このことについては我々はやはり許される範囲の職員の数の中で、最大限そういう相互に協力をし合って仕事を進めていくという態勢を今後ともとっていきたいと思いますし、必要に応じてそのようにさらに指示、お願いをしてまいりたいというふうに思っております。

（8番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 今議会に住民自治基本条例が今議会にかかっておりますし、いよいよ制定されますが、そういったことによってそれぞれの役割、責任というようなことがあります。行政、議会も含めてでありますけども、より一層意識の改革が必要と特に私は考えておりますので、あわせて今後よろしくお願い申し上げます。

また、その中で農林施策についてであります、国においては食の安全、またT P Pの問題も大きく揺り動いておりますが、きのうの議員の質問にもありました。減反施策の廃止、農林行政については大きな節目の年を迎えている現在であります、特に森林施策の重要性は去年は質問したところであります。市では県との人事交流を行っているとのことであり、こうしたエキスパートを育成する取り組みは大変歓迎するところでありますし、引き続きしっかりと教育、それから農林行政の課題に対応していく必要があると思います。

今後農林行政の重要性に鑑み、合併10年を過ぎそういった思いを含めて、郡上の農林行政についてのあるべき思いといいますか、そんなことを含めて、ぜひとも農林部長の御意見を伺っておきたいと思っております。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） まず、最初に農政、林政を通じた全体的なことを申し上げます。全体的といいますか、両方に通じたことでございますが、近年特に有害鳥獣による被害が問題となっておりまして、これも当初予算等でいろいろ説明をさせていただいておりますけども、これにつきましても、今後より一層力を入れてやっていきたいというふうに思っております。

また、農政の関係でございますけども、今ほど議員おっしゃいましたように、米の政策等が大きく変わってございまして、特に国はことし50年近く続いていた減反政策を平成30年度をめどに廃止するということを発表をしております。またT P Pの問題等々ございまして、国はこういったことを視野に入れまして、海外に負けない強い農業経営体の育成・確保及び農地集積を一層強化するということを目指しておるところでございます。

むろん本市におきましても、強い経営体としての担い手の育成とか確保は重点課題でありまして、これまでも予算等におきましていろいろそういったことにも対処をまいりましたし、今後もやっていきたいというふうに思いますけども、郡上市のような中山間地域においてはそれだけではだめだというふうに思っております。小規模な農家に対してもどう施策を打っていくのかということがありますので、この両方の面で今後とも進めていきたいというふうに思っております。

また、今後、関係機関との連携の取り組みも進めていきたいと思ひますし、それから農政分野に精通した職員育成にもあわせて取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、林政の関係でございますけども、林政につきましては、平成22年3月に郡上山づくり構想を策定をしております。これに基づきまして山づくりを推進していきたいというふうに考えており

ます。

特に、合併以来、健全な山をつくるために人工林の間伐ということには力を入れてきましたが、近年、間伐が搬出間伐に移行になったといったことから、どうしてもやっぱり面積確保といった点で、以前に比べて少なくなっているというのが現実でございます。これを森林経営計画の促進とか作業道の開設によりまして、その面積を確保していきたいというふうに考えておりますし、また搬出ができない奥山林等では、森林環境税を使って切り捨て間伐を積極的に実施していきたいというふうに考えております。

また、森林づくり推進会議のほうから提言をいただきました間伐ガイドラインというのをことしつくりました。皆伐自体は決して悪いことではございませんけども、適正に行われれば森林づくりの施業の一つであるというふうに考えておりまして、このガイドラインに沿って皆伐が適正に行われるように指導をしていきたいというふうに思っております。

それから、特に26年度でございますけども、平成27年4月の本格稼働を目指す大型製材工場の整備、これに支援をしていきたいということがまずございます。それから原木安定供給体制の整備といったこととか、森林林業の人材育成といったことも力を入れていきたいというふうに思います。また、地産材の有効利用といったことにつきましても、これまで同様進めていきたいというふうに思っております。

それから、先ほど議員のほうからも御指摘がございましたけども、行政側の職員の体制でございますけども、やはり永続性のある森林林業の施策を実施するには、それを担う職員に高い専門性が必要であるというふうに思っております。これまでも実施しておりますけども、県の林政部等への職員派遣であったり、あるいは林務課職員の在籍期間を長くするなどによりまして、森林林業の専門職員と言える人材を育成することも必要であるというふうに考えておりますので、よろしくお願いをします。

以上でございます。

(8 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 山田忠平君。

○8 番（山田忠平君） 今後の農林施策にぜひとも期待をいたしておりますのでお願いいたします。

続きまして、部長のほうにもう1点、商工観光施策の方針であります。郡上は特に歴史、伝統、文化のある、またそれがあえてまた行事につながっております。そんな中でイベントもそれぞれ7地域が引き続き、合併前と同じようなことをやっているようなことについては非常に職員さん、定員削減も含めると厳しい状況の中にあると思います。

そんな中で、商工観光部では限られた職員で業務を現在行っている、そういった中では特に、個別的な地域のことやあるいは商工会との連携が必ずしもしっかりとっているようではありません。

これも予算審議等の中でも議論があったところではありますが、やっぱり郡上市としての目玉の事業を絞って郡上を売り出していくことも大事でありますし、それから、現在の職員の中でしっかりとそういったことに取り組む、めりはりを持って、スクラップ・アンド・ビルドというような改革を断行することも必要ではないかということを考えております。

いずれの部署においても、先ほども農林部長言われましたように専門職、エキスパート育成をしながら、そういったことには非常に重要に考えておりますが、26年度はどうも観光連盟に職員を派遣をするというようなことも、県のほうへも派遣するというようなことの新しい取り組みもしていただきますが、歓迎をいたしております。

市内企業においては、後継者育成問題や地場産業の衰退などいろんな形が見受けられ、これらの課題に対する施策が重大であります。また、市民としても商工業としても、行政に期待は大であるために、部長の立場から、新しい年に向かつての考えを伺いたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 今、議員のほうから御指摘いただきました商工観光施策の点でございしますが、特にそれをどう進めていくかという観点からお話をさせていただきたいと思います。

今御指摘のございました合併10年を振り返るという観点から、商工観光部の現下の課題を申し上げますと、一つは、ことしも大変観光施設の維持修繕の予算をたくさんつけていただいて、予算計上しておりますが、今、旧町村において建設されました施設が更新期を迎えつつあるということで、補修修繕の実施あるいは更新計画の進行管理というのは非常に大きな業務になってきておるということが一つございます。

加えまして、その施設の経営の管理でございしますが、これも先ほど御指摘がございましたように、一部の事業所施設において、旧町村を引き継いだ形で経営が行われておるということは課題になっておりまして、経営改善ということもやっていかなければならないということは思っております。

それから、一方商工業の振興策でございしますが、これは合併後特に中小零細企業の振興につきまして、例えば企業塾からスタートいたしまして、企業、異業種への進出の金融の支援といったこともございますし、新商品の開発の折の支援もございますし、また販売先の開拓支援あるいは郡上ブランドの製造工程の管理の指導、こういったことをまさに商工会と一体となつて一貫して指導体制をもって進めておるということでございます。

ところが現実、例えば郡上ブランドの認定制度なんかですと、先般も新聞報道でしていただいておりますが、実際に市民に郡上ブランドというものがなかなか浸透されておらんというのが非常に課題になっておりまして、本来は市民の方が郡上ブランドをお中元、お歳暮に使っていただくというのが本位でございしますが、なかなか浸透されておらんということがございます。これらをもっとPRするということは、一つ一つの振興策を我々職員と商工会の職員が掘り下げていかん

ならんと、もっともっと高度化していかならんということの大きい課題がございます。

それからもう一つは、加えまして、海外の誘客活動も目玉にしつつありますし、あるいは資源エネルギー施策もこれもまた事業の核になってきつつあるということで、非常にやはり推進体制というのは大きい課題になっていることは事実でございます。

このような課題が、産業振興施策というのはほとんどはマンパワーによるものがございます。したがって、現状の職員数でさらに事業を高めようと思いますと、本当にマンパワー不足ということになりますものですから、民間の関係団体とのこれ共同作業をより深めていくしかないというふうにして考えております。

これは副市長のほうといろいろと相談をさせてもらう中でも、やっぱり民間の動きが活発になるということは地域が輝いてくるというものの原動力になるんだから、もっともっと民間とともにということが一つの平成26年度以降の施策になってくるんじゃないかなろうかと。具体的には観光連盟あるいは観光協会、あるいは商工会の会員の皆様方が企画段階から事業にかかわっていただけるような、そういうふうに進めていかなければならないということが必要だと思っております。

事例を申し上げますと、当初予算に今回計上いたしました郡上市観光メディアサポーター事業、これは観光メディアを案内したりあるいは誘致したりする作業を市民とともに進めていくという作業でございますし、小水力発電の普及促進についても、市民の中で、地域の中で資金循環が起こるような仕組みをつくっていききたいということで、まさに自治基本条例に沿ったものであろうかと思っております。

それから、もう一つはスペシャリスト、エキスパートをどう育てるかというものでございますが、先ほど議員さんのほうからもお話ございましたように、岐阜県観光連盟のほうに市職員を派遣することで、向こうのほうでいろんな人とのネットワークをつくっていただいて、その職員が帰ってきてそれを商工観光施策に反映していくという中で、スキルアップなりノウハウをさらに高めていくということで、非常に期待をしておるところでございます。

最後に、スクラップ・アンド・ビルドというお話がございました。例えばこれは観光振興のほうに当てはめますと、これまでというものは各地の観光資源を捜し当ててそれを磨いていくというのを各地でやられておりまして、それを市全体でいかに活用していくかということがこの10年間やられております。

これについても、現行の観光の考え方は、各地の観光協会をそのまま現存させて、観光協会が一つ一つの資源を磨き上げる、観光連盟はその連合体として、磨き上げた資源をいかに結んで商品化するかというような仕事を今しておるわけでございまして、これについても、それは今後とも継続していくわけでございますが、今御提案のスクラップ・アンド・ビルドについては、やはり限られた予算の中で資源を深めてそれを結びつけて、線から面へといったことを進めていくのが我々観光

施策の仕事であろうというふうにして理解をしております、そういう対象地域の支援を絞り込むような観光施策については、ことしから観光振興ビジョンあるいは商工振興ビジョンを今改定の準備をしておりますものですから、そういった中で盛り込んでいきたいというふうにして考えておるわけでございます。

ちなみに今、ギャップ調査ということを観光連盟やっております、それは何かといいますと、どういう世代の人たちはこういったようなところへ来て、こういったようなものを買って帰っていただくというのを我々側が想定してつくっておるんですが、ところが実際に観光客のほうから見てみると、私んたはそんなとこ行かんよと、こっちのほうがあえんやよ、こんなもん欲しいんやよというふうにしてギャップがあるわけございまして、そのギャップを埋めるような調査を今しておりますわけです。

その調査結果を踏まえて観光連盟として、各地が磨き上げた資源を一つの観光商品としてつくり上げていくというような今作業をしておりますものですから、引き続きそういったことに取り組んでいく中で、事業全体について精査をしてまいりたいというふうにして思っておりますので、よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 特に商工観光施策については郡上市に大きな関係があることでありますので、先ほど民間の活用といいますか市民協働の全体的な含めた取り組みが重要だと思いますので、今後ともよろしく頑張っていただきたいと思います。

続きまして、大きな2点で教育、文化、人づくりについてを質問をいたします。

特にこのことにつきましては教育長それから次長のほうにお願いをしたいと思います、先ほど来12番議員にもありましたように、施設の適正化あるいはそれに伴うところの公立幼稚園の公設民営化についての考えを伺うところでありますが、特に今、政府においては教育改革について大きな議論を行っているところでありますが、まず施設適正化については、平成24年の12月の一般質問で、学校教育の施設の統廃合を含めたあり方あるいは検討委員会の現状ということで質問をいたしておりますが、教育長のほうから、市の教育振興基本計画を作成している、小中学校適正規模検討委員会の提言を受けて統廃合を含めた学校区の見直しを行う、25年度に公表できる見込みであるが、今後、財政面あるいは資料、根拠に基づき慎重に協議を進めたいということで答弁をいただいておりますが、先ほどの12番議員にもありましたけども、資料を議員の皆さんのところにお配りしていただきましたが、実を言いますと、御承知のように小学校22校、中学校8校、そういった中で、今、これ25年の5月の資料でありますけども、小学校の中で22校の中で、僻地を含めた2校を含めた全部で4校の複式学級があるということで、1年生で言いますと10名以下のクラスが7クラス、それ

から2年生では10名以下は9クラス、それから3年生では5クラス、それから4年生では7クラス、5年生では6クラス、6年生では6クラスというようなことの10名以下の生徒の現状であります、これはまだまだ5年、6年前後もわかりますし、また以後のこともわかり、今現状の中で子どもの数のことでわかるということではありますが、そういったことについて今現状、検討委員会を含めた市のあり方について教育長のほうから答弁をいただきます。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 先ほど御質問にお答えしたように、児童数というのは大幅に減っていきます。それで現在、例えば統合をすることで仮定した場合、これ小学校の例ですが、実際、近い学校を仮に統合したといったときに、想定をして、ピンク色で塗ってあるところが2学級になる可能性のあるところ、ですが、統合しても1学級当たりの人数はふえることはあっても、学級数はふえることはほとんどないという、そういう結果になります。

また、極めて人数の少ない学校区を合わせた場合、A、B、Cという3つの学校をここに例として挙げておりますけれども、A校とB校を2つの学校を統合しても4年生と6年生が、これ30年度ですが、4年生と6年生が2学級になる可能性はあってもほかは人数はふえても学級数はふえないと。ところがこれを仮に3校統合しても、4つの学年については2学級になりますけれども、2つの学級については2学級にならないと。したがって、前提である1つの学年に複数の学級をとという意味での統合というのはほとんど2校では無理だという、3校もしくは4校統合しなければならない。そうすると通学の範囲が非常に広がるということと、学校によっては峠を越えてくるというようなことがあって、子どもの健康管理上極めて問題が大きいという意味で、やはりこれも同様に慎重にならざるを得ないというのが今の結論でございます。

（8番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 確かに適正なあるいは統廃合についてはいろいろな問題、課題があると思いますが、市民の声も含めて取り組みをいただきたい。

また、時間がないので、教育文化の3点目に入らせていただきます。国の考える幼保は次回に回しまして、市内の文化財の資料の収集の関係でありますけれども、特に今年度、市長のほうからも、文化財の収集展示施設の整備を目指す意向というようなことで言っておられますが、今新しい市の取り組む文化財の関係のことです。このことにつきましては、基本計画策定に向けて210万円を盛ったとありますが、今後の時期的あるいは大ざっぱな方針的なことをぜひお答えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 平成26年度に予定しております調査のまず内容でございますが、さき

に文化財関係者の方からの要望もございましたとおり、古文書等に代表されます各民家のほうで保存をされておりますものの散逸を防ぐ、きちっとした収蔵施設へ受け入れを図りたい。それから、このほかには行政資料、現在公文書でございますが、これにも非常にこれから歴史的価値と申しますか、それについても検討をしていく。

それから、もう一つは、さきに御質問もございました例えば人間国宝、宗廣力三氏の美術館というように、いわゆる地域に郷土にまつわる美術工芸品等の保存、保管それからそれらの今度は活用でございます。活用についてもあわせて広く調査を進めていきたいという内容でございます。

(8 番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 時間も終わりましたが、今の関係につきましては検討ということがいろいろありますけども、ぜひ収集だけは早く、文書関係も含めて行っていただくよう要望いたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(清水敏夫君) 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時51分)

○副議長(武藤忠樹君) 議長がかわりましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 0時59分)

◇ 古 川 文 雄 君

○副議長(武藤忠樹君) 10番 古川文雄君の質問を許可いたします。

10番 古川文雄君。

○10番(古川文雄君) 失礼いたします。議長さんより発言のお許しをいただきましたので、大きく3点について質問をさせていただきます。

1点目でございますけれども、空き家の現状と今後条例化による保全と有効活用についてでございます。

少子高齢化の急速な進行とともに、近年、市内の市街地を初め、全域にわたり空き家がふえていられると思われましては、自治会長さんを通じて空き家、廃屋の調査をされたとお聞きしておりますが、市内7地区の空き家状況と、合計で何戸あり、そのうち住宅破損、災害時等に危険が及ぶことが想定される建物、周辺の衛生、景観環境によくない建物等、問題視される空き家の合計は何戸あるかお尋ねをいたします。また、住宅として活用可能と思われる空き家は何戸ある

でしょうか。

そのような中で、全国的にも空き家問題が深刻するにつれ、全国の多くの自治体が独自に空き家対策条例を制定をされております。その取り組み方を見てみますと、大きく分けて2つあると思います。第1は、外部に不経済をもたらすような空き家の撤去を促進する方向性と、第2には、活用可能な空き家はその利用を促していくという方向性であります。危険な住宅解体への助成を支給されている市、町、反面、空き家の利用促進については空き家バンクの設置等、いろいろ工夫され取り組まれております。

郡上市も高齢化世帯が急速にふえておりまして、郡上市の健康福祉部の調査によりますと、市内に高齢者のみの世帯は、ことしの1月時点で4,401世帯。何と市の世帯数の29%に当たります。今後、この状況からも空き家がふえることが予想され、郡上市としても喫緊の課題であるというふうに思っております。

基本的に空き家住宅は個人の所有物ではありますが、郡上市におきましても早い機会に、地域の安全、環境面への配慮を初め、若い夫婦で空き家を探しておられる方も多く、あわせて、このたびの一般質問でも言うておりますように、若い方々が定住ができて人口増と少子化対応もできるためにも、活用可能な住宅は有効活用していただくことを、そのようなことを踏まえ、空き家対策条例の制定が早急に望まれますが、いかがお考えでしょうか。

1 問目、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（武藤忠樹君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、私のほうから、危険な空き家と廃屋の関係を御説明をさせていただきます。

まず、今議員言われたように、全国的にも空き家または廃屋は増加しておるというような中で、郡上市としてもやはり大きな課題というふうに捉えてございます。

そこで、経過でございますが、郡上市では、平成24年に庁内の職員による空き家対策検討委員会を設置して、緊急性の高い管理されていない空き家、廃屋の対策についていろいろ調査、検討してまいりました。

そこで、自治会長さんの御協力の上で、平成24年の7月から9月において、管理されておらず改善が必要と思われる空き家を調査しました。そこで、郡上市内の危険な空き家総数ですが、260件、うち特に危険度が高く改善が必要と思われる空き家数においては142件でございます。地域別に言いますと、八幡地域で55件、また大和地域で8件と、また白鳥地域29件、高鷲地域5件、また美並地域で23件、明宝地域で12件、和良地域で10件ということで、今把握しておる数字でございます。

特に、この空き家対策については市民の皆さんの理解が非常に必要であるというようなことから、

平成24年度には懇話会の準備委員会というのを1回開催しました。また、平成25年度には懇話会を2回開催しました。自治会長さんを初めとする市民の皆さんによる意見をお聞きしました。そこで、やはり懇話会の中で出てきたことは、やはり条例化による行政としての取り組みの姿勢が非常に必要であるというようなことでございます。そこで、やはり条例制定に取り組んでまいりました。

そこで、国のほうもいろんなことが出てきてまして、平成26年度をめどに、仮称でございますが、空き家対策の推進に関する特別措置法案をまとめる動きが出てまいりました。この法案が成立すれば、国が空き家対策の基本方針を打ち出すというようなことになるかと思われまふ。

また、岐阜県においても、県庁内において、平成25年の7月に連絡会議を設置して、危険空き家等対策マニュアル案を作成しました。そこで、平成26年の2月に市町村も含めて空き家等対策総合窓口連絡会議が開催されました。さらに、岐阜県では、平成26年度に不動産業者、建築団体等の民間の事業者との連携によって、仮称でございますが、空き家対策協議会を設立する予定であるということでございます。

このようなことから、市としても空き家の有効活用を含めて総合的な空き家対策を実施するためには、単に解体を目的とすることではなく、適正に管理されることを目的として、国、県の動向を見ながら条例の制定に向けて引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

○副議長（武藤忠樹君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 先ほどの御質問の中で、利活用という分野につきましては、私からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いします。

まずもって、こうした空き家のいわゆる不動産の流動性を高めて活用していくためには、需要の喚起といいますか、そういうことが大事になりますし、もう一つは、持ってみえる方がそういうことに使っていただくということで出していただくというふうな、そういうふうな環境をつくっていくということが大事だというふうにして思っております。

1つ目の需要の喚起といいますか、そういうふうなことは、やはり交流・移住推進協議会の取り組みの中で大いに郡上に来ていただくということでありますとか、あるいはいろんな、昨日も出ましたけれども、テレワークのそういうふうな誘致でありますとか、産業振興でありますとか、いろいろな場面がありますが、これは郡上全体の中で郡上のよさを生かして展開する方法だというふうに思いますし、もう一つは、市街地のところでは、やはり店舗がそこにできて、もちろん廃業があるわけですが、また一方で創業をしていただくような環境づくりによって、そうした物件を生かしていくということが大事だというふうにして思っております。ここのところの事例では、郡上八幡産業振興公社が、新町に玄麟という、そこはもう売ってしまうということになっておられた物件でしたが、そこをお買いになって、そしてそこで店舗が現在3件入っている。あるいはNP O水の学校の拠点になっていると。こういうふうにして、そのことによってそこで出てきた資金、

活用して上がってきたものを使って2件目を、3件目をと。こういうふうなプランを持ってみえますので、そういうふうな形の中で展開すれば、要するに市街地全体のあり方と、そしてもう一つは、要するに町なかのあり方というものがあるかと思います。

また、町なかでは、先般新聞に出ていましたけど、シェアハウスとか、短期滞在の例えばウィークリーで、マンスリーで貸していくような、そういうような今新しい取り組みを若い人がしつつありますけれども、そういうものを支援をさせていただくと、そのようなこともあるというふうにして思います。

市としては、直轄ではホームページに多くの皆さんに呼びかけをしまして、ちょうど今度の4月号の広報でも呼びかけをして、先ほど言いました2つ目の持ってみえる方が、それじゃあ出そうという気持ちを持ってもらうような記事をちょっとつくりまして、そしてぜひ空き家があれば提供してくださいと。それをホームページに載せて、それを大いに活用していきたいというような仕組みは現在運営をさせていただいております。それに御活用になれば、それをお買い求めになった物件についての改修費の御支援でありますとか、市外の方が郡上にお越しになれば、農林水産部の家を買ったときの御支援の制度がありますから、そういう形で大いにそういうものを促進をさせていただきたいと思います。

また、具体的な物件を動かしていくには、やっぱり不動産の資格を持たれて業としてやられるということが大事ですので、会員に入っていただきまして、そこと一体となって今取り組みを進めたいというふうにしておるところでございます。よろしくお願いいたします。

(10番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁ありがとうございます。今報告ございましたように、空き家全体で郡上市内で260戸、また危険な家屋は142戸という報告がございましたが、先ほど申し上げましたように、現在の高齢者のみの世帯が29%、ざっと30%というような状況の中、ますます空き家がふえてくるんでなかろうかなというふうに変な危惧をしておりますし、早期に、今特別措置法等々の国の動きもあるかと思いますが、早期に条例を制定をしていただきまして、今心配される空き家の安全、環境面の確保と、また活用可能な今お話がありましたような空き家住宅については、IターンまたはUターンにもつないでいただけるようなことによりまして、若い世代がふえればと願っておりますし、あわせて、きのうきょうの先般来の質問等の話にもありますように、特に郡上市の皆さんが高校、大学を出られた後、郡上でやっぱり就職できて、若い方が定住できるような環境づくりのためにも、ぜひとも早期な条例制定をと思っておりますが、市長さんの見解をいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 空き家対策については、ただいま総務部長、市長公室長が申し上げたとおりでございますが。私も、この空き家の、一つは危険な空き家、そういったもの、あるいは景観上も問題があると、こういうものをどう処理するかということと、それから活用できるものは活用すると、この2つの側面が大事だというふうに思います。

それぞれのお家は、やはりそれぞれの個々人の方の所有権という問題がありますので、国のほうのそういう立法措置等もあれば、より対策がしやすくなるかというふうに思っておりますが、そういう動向も見ながら適切に取り組んでまいりたいというふうに思います。

（10番議員挙手）

○副議長（武藤忠樹君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） ありがとうございます。そんなことで、両面を含めて早期な条例設定をよろしくお願い申し上げまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

2点目でございますけれども、スポーツ王国づくりと社会体育施設の有効活用についてでございます。

このたびのソチオリンピックで、郡上に御縁のある平岡卓選手が銅メダルを獲得され、市民に夢と感動を与えてくれました。平岡選手は、奈良県出身で、小学校3年生から白鳥町にある株式会社フッドに所属され、高鷲スノーパークを練習会場として、見事に日本スノーボード界初のメダリストとなりました。あわせて、オリンピック後のアメリカバートン大会において、見事準優勝されたというふうに聞いておるところでございます。

3月の12日には、市の関係各位の御配慮によりまして、市の総合文化センターに平岡選手にお願いいただきまして、報告会が開催され、会場あふれる多くの市民の方が参加される中、さらなる夢と感動を与えてくれました。

あわせて、高鷲スノーパークのハーフパイプ施設は、オリンピック規格で、日本唯一で世界に誇れるスキー場であるというふうに聞いております。この機を逃さず、すばらしい郡上のスキー場、スキー環境のPRを、国内はもとより、中部国際空港にも近いことから、世界に向けて発信することを初め、全国大会、ワールドカップ等の大会の誘致が必要であると思っておりますけれども、いかがかお尋ねをします。

また、一番スキー場に近い郡上市の子どもたちが、夢と希望を持ち、オリンピックを目指して取り組む絶好の機会であるというふうに思っております。同時に、市内子どもたちを初めとした指導体制の確立等の整備充実が望まれますが、いかがでしょうか。

あわせて、郡上市のメイン産業であります観光産業振興にもつないでいける絶好の機会であると思っておりますが、いかがかお尋ねをいたします。

また、先日、古田県知事さんも、先日の3月の県議会の一般質問スポーツ振興の答弁の中で、全

国大会の誘致を積極的に始めて観光産業につないでいきたいというふうな旨の発言をされておるところでございます。

そんな中、ことし大変よいタイミングで、スキー場関係者の格別の御配慮によりまして、小中学生、高校生の優待制度を始めていただきました。今シーズンの市内のその利用実績はいかがだったでしょうか。平岡選手も3歳からスノーボードを始められたとお聞きをしております。今シーズンの優待制度には、幼稚園、保育園児が優待制度から漏れているために、来シーズンからはぜひとも優待制度に盛り込んでいただきますよう御要望をいたします。

一方、郡上市誕生から丸10年が3月1日で迎えまして、過ぎましたが、旧町村段階におきまして、建設当時、市内の体育館、グラウンド、ナイター設備等々、スポーツ熱とニーズに基づきまして社会体育施設が積極的に建設された時代から、今現在、スポーツの種目を初め、取り組み形態も大きく変わってきておりまして、社会体育施設の利用も低下をしてきておる状況だというふうに思います。一昨年の国体、また2020年開催の東京オリンピックも予定され、スポーツに対する機運も大変高まってきております。今後のスポーツ振興への施策と施設の有効利用、活用をどのようにお考えかお尋ねをいたします。

あわせて、ぜひとも郡上市においてスポーツ担当主事の設置、もしくはレベルの高い指導者の確保等による郡上らしい特色あるスポーツ振興が望まれますが、いかがでしょうか。

2点目、よろしくお願いいたします。

○副議長（武藤忠樹君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、多くの御質問をいただきましたので、順次お答えをしたいと思います。

最初に、少年スポーツの指導体制の確立について、それから、その次に、スキー場のいわゆるリフト券の優待制度の実績について、それから、幼稚園それから保育園児についての拡大、そして4点目に、今後のスポーツ振興にかかわって施設の有効利用と施策について、最後に、スポーツ担当主事の設置等について、以上でよろしかったでしょうか。

それじゃあ、順次お答えを申し上げたいと思います。

最初に、少年に対するスキーの指導体制の問題ですけれども、競技力の向上ということを主にしておりますが、現在、少年スポーツ団体については、ひるがのピアレーシングジュニア、それから明宝ジュニアスキークラブ、高鷲中スキークラブ、そして高鷲町クロスカントリークラブの4団体で、54名が所属して活動しております。また、郡上市スキー協会が主催をして、ジュニアスキーの競技力向上講習会を年間に2回開催しております。

こうした中に、指導していただいている体制ですけれども、競技スキーの競技力の向上ということで、ジュニア各スキークラブに16名の方が指導に当たっておっていただきますし、郡上市体育協

会のスキー部の各種大会の出場選手の競技者13名の方によっても御指導をいただいております。

それから、スキー競技の競技力の向上に加えて、スキーなどの普及ということでは、スキーやスノーボードの普及、それから競技力の向上ということで、岐阜県のスキー連盟中北濃ブロックに所属しておられるSAJの公認の資格者の方にも指導しておっていただきます。

また、ハーフパイプの指導につきましては、設置されているスキー場でイベント等が開催をされたときに、コーチの方に臨時に御指導をしていただいていると。

それから、今回、大変市内の恵まれたスキー場の環境をさらに生かすということでリフト券の優待制度が始まったわけですが、そうした親しみやすい環境を利用させていただいて、今後、郡上市としても、ジュニアスキークラブに対する活動支援ですとか、あるいは優秀選手を発掘、さらには育成をするという意味で、スキーやスノーボードの底辺の拡大を図っていきたいというふうに考えております。

それから、今度はリフトの優待制度の実績ですが、26年の3月6日現在の優待券の利用状況を延べ数でお答えをしたいと思います。これはスキー場への問い合わせの結果ですが、小中学生で5,830人、それから高校生と保護者の合計で3,134人、全体で8,964人の利用がありました。

また、これ以外に小中学校で実施をしておりますスキー教室は、24年度の実績ですが、小学校で22校中19校、それから中学校で8校中3校。このスキー教室については、今後もぜひ継続をして実施していきたいというふうに考えております。

それから、親子の触れ合い、それからきずなを深めるという意味で、スキーに親しむための講座として生涯学習講座の親子スキー教室を開催をしましたが、これには郡上市の体育協会のスキー部会、さらに岐阜県スキー連盟の中北濃スキーブロックの協議会の皆さん方にも御指導をいただいて講座を開催をしているところでございます。

それから、3点目に、幼稚園児に対する制度の拡大につきましてですが、これは、この優待制度の趣旨というのがスキー場を利用したスポーツの振興という点と。それから、将来のスキーヤー、それからスノーボーダーの愛好者をふやして競技力を高めるということと。もう一つは、子どもたちが保護者の皆さんと一緒にスキー場でスキーやスノーボードを楽しんでいただくということによって家族のきずなを高めていただくということ。さらには、子どもたちがスキーに親しむということによって、将来ふるさとである郡上に愛着や誇りを持っていただくということを、いわばこの制度の趣旨としておりますので、そういった趣旨を生かすことのできるような環境づくりというのがさらに必要だというふうに思っています。

そういう意味で、先ほどもお答えしましたように、このスキー場のリフトの優待制度に大変好評をいただいております。ですから、この制度の継続と、それからさらにその充実といったことにつ

きましては、スキー場の関係者の皆様に、私どものほうからお願いをしていきたいというふうに思っております。

幼稚園児につきましての優待ですが、これはスキー場によってはもう、一部のスキー場の皆さんが既にもう独自にそういった制度を設けられていることがありますけれども、今後、スキー場の関係者の皆さんの経営方針もございますので、いろいろ協議をしながら、できるだけ拡大ができるような方向で、ぜひスポーツ好きな子どもたちを育てる意味でも働きかけをしていきたいというふうに思っております。

それから次に、スポーツの振興とその施設に関する御質問ですが、現在のスポーツ施設の整備とその利用状況ですけれども、体育館、それからグラウンド等の一般の社会体育施設が31施設あります。それに郡上市総合スポーツセンター、それから大和の総合センター、郡上市の合併記念公園、これは合計で5施設、中に含まれておりますが、合わせて38施設を運営をしております。それに学校施設が62施設ございますので、合計しますと100施設の有効利用を今進めているところです。

その利用の状況ですけれども、これも平成24年度の延べ人数としての実績になりますが、社会体育施設でおおよそ34万人、それから学校開放施設で12万と、合わせて46万5,000人ほどの利用をいただいているというような状況です。

しかしながら、この利用につきましては、平成20年と比較しますと、もう5年前ということになりますが、おおよそ2万4,000人ほど利用者が減っているという現状にあります。少子化ですとか高齢化といったような条件を差し引いても、利用者が減っているということについては事実というふうに私たちは捉えておるわけですが。

こうした施設の利用をさらに図って、スポーツの振興を一層充実させていくための今後のあり方ですけれども、スポーツ全体にかかわるような比較的大きな施設につきましては、施設の規模とか設備、そしてスポーツの種目等を関係づけまして、各種のスポーツ大会の利用ですとか、また全国大会や県大会の誘致、こういったものをできるだけ促進をすることによって利用者の拡大を図っていききたいと思いますし、地域に密着した比較的身近なスポーツができる施設につきましては、公民館活動と連携をして、生涯スポーツ事業ですとか、あるいは青少年スポーツ事業を盛んにすることによってスポーツの振興と同時に施設の利用促進を図っていききたいと。その際に、スポーツ推進委員の皆さんの役割を大いに期待しているところでございます。

近年のスポーツの愛好者の傾向としては、どちらかといえば固定化、あるいは高齢化という課題がありますし、またスポーツをする人しない人という、その二極化という問題もあります。さらには、青年の皆さんがなかなかスポーツ活動に取り組んでいただけないということがございますので、こうした課題を踏まえて、一市民一スポーツというのを、これからはより今まで以上に活発にしていきたいというふうに考えているところでございます。

そういう意味で、スポーツ大会の開催ですとか、あるいは生涯スポーツの機会を充実していくということと、とりわけ少年スポーツについては一層子どもたちがスポーツに親しめるように私たちも取り組んでいきたいと思っています。ですから、全体としては、世代やそれからスポーツの種類をいろいろ組み合わせながら、多くの人がスポーツに親しんでもらえるような、そういった取り組みを続けていきたいと思っています。

そして、最後の御質問ですが、スポーツ担当主事の件のございますけれども、このスポーツ担当主事につきましては、いわゆる過去、派遣社会教育主事制度の中で、都道府県が市町村の求めに応じて派遣をするという制度がございました。これは昭和50年度から、地域におけるスポーツ施設の充実とスポーツの振興ということを目指して、スポーツを担当する社会教育主事を派遣したという制度がございます。

これは、実際には総合型スポーツクラブの立ち上げ等に変大な役割を果たしていただいたわけですが、現在このスポーツ担当指導主事をもう県が派遣をするということはないというふうに聞いております。

それで、郡上市の場合、このスポーツ担当主事に相当する仕事をスポーツ振興課の職員に担当をさせるということによって、できるだけスポーツ振興に市の行政としてのかかわり合いが持てるように、今後スポーツ振興課の職員の中で、そうした資質あるいは能力を持つ職員の育成等を教育委員会としても力を入れていきたいというふうに考えております。

（「こちらのほうは」と10番議員の声あり）

○副議長（武藤忠樹君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 失礼いたしました。先ほどの議員の御質問の中で、経済効果という点があったらうかと思ひます。

（「産業振興なんですけど」と10番議員の声あり）

○商工観光部長（山下正則君） 産業振興という点で。

（「観光振興です」と10番議員の声あり）

○商工観光部長（山下正則君） まず、平岡選手のほうの銅メダルの獲得によりまして、1日目の山川議員さんのほうからの資料提供がございました。直接的な効果としては、山川議員さんのほうの資料を見させていただきますと、1億3,750万円の効果があつたというふうにして議員さんのほうからの資料には掲載をされておるところでござひます。

また、含めまして、もう一つは、我々のほうで若干試算をしてみましたのが、観光宣伝効果という点についても若干試算をしてみました。大変多くの新聞に取り上げていただきまして、新聞社6紙で37稿の記事が掲載をされております。これを例えば、ようこそ郡上というような宣伝記事に換算いたしますと、これ観光課の担当職員が換算をしてみました、1億7,000円余の新聞の広告

の経費に換算ができるといったことがございます。したがって、その数字的な効果もここで相当出ているということでございます。

その高鷲スノーパークにつきましては、メダル獲得後、テレビ局あるいは新聞社のほうが殺到をされて、大いにマスコミのほうで宣伝をしていただいたということでございますし、こういったような評判をお聞きになられましたスノーボーダーがたくさんお見えになっておるとのこと。それから、さらに初心者の方も相当お見えになりまして、毎週日曜日は一般向けに、ハーフパイプをクローズした後に、その初心者向けのレッスンをこの会場のほうで行っておられると。4週間で100人以上の初心者向けのレッスンも行われておると。

このスキー場の職員の方に、今後についてを伺ってみました。そうしましたら、メダリストを生んだハーフパイプといったようなことも表へ出して、来シーズンからPRに使っていくような企画が練られておるとのことでございます。

行政といたしましても、スキー場、11スキー場がございますが、そういったスキー場と連携しながら、ウインターリゾート郡上の一つの核として一層宣伝に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(10番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 細部にわたしまして御答弁いただきましてありがとうございました。特に、今教育長さんのほうから話ございましたように、やはり今一市民スポーツということで、大変大事なことをやと思いますし、基本的なことだというふうに思います。

その中で、スポーツ専門主事の話もございましたけれども、スポーツ担当の職員がという対応もということをおっしゃっていただきましたけれども、何せ職員の数も限られておろうかと思っておりますので、ぜひともやっぱり強化するためには、目玉的に強化するためには、やっぱり特色ある指導員なり、エキスパートの方も設置、もしくは委託していただきながら、スポーツの活発化、振興に努めていただくことによりまして、スポーツ振興とあわせて健康づくりにつながっていく、あわせて社会体育施設の有効活用につながっていくということで、ぜひとも、そんなことでよろしく願いたいと思いますし。今、先ほど私、商工部長のほうから話がございましたけど、特に私が今質問させていただいた中に、やっぱりぜひとも盛り上がっているこの機を捉えて、スポーツ王国といいますか、その時期に対処をしていただきたいということ。今後に向けて、全国大会または世界の大会をぜひとも郡上市に誘致することによって、スポーツの高まりもふえることと産業振興につながるなという願いをしましたところでございますが、その見解を市長さんのほうからいただければありがたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回のことを一つの大変郡上にとってはありがたいことと受けとめまして、御提言のことにつきましては、今後の課題として受けとめさせていただきたいと思います。

（10番議員挙手）

○副議長（武藤忠樹君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） ありがとうございました。そんなことで、この機を逃さず積極的に取り組んでいただきまして、スポーツ王国づくりを目指して進んでいきたいとお願いを申し上げまして、2点目の質問を終わらせていただきます。

それでは、3点目の質問で、望ましい教育委員会のあり方と地域の意見集約についてでございますが、郡上市教育委員会として、それぞれの分野において御尽力をいただいていることは理解をしておりますけれども、具体的に教育委員会会議の年間の開催状況と、具体的にどのようなことが議論され方向づけをされているかがわかりにくい状況にあるというふうに思います。

郡上市教育委員会のホームページには、議案のみが示されておりますが、市民から見るとわかりにくい状況にありまして、市には広報、議会も議会だよりに掲載しまして、市民の皆さんにわかりやすく広報をしておる状況であるというふうに思っております。ぜひとも市民の皆さんにわかりやすい方法で、開催状況、具体的な審議内容を公表、報告をされていくのが望ましいという意見も多くございますけれども、いかがでしょうか。

また、教育委員会として、行政サイドからではなく、7地域の市民の教育に対する意見をどのように把握、収集され、どのように課題を捉え対処されておられるか、お尋ねをします。

あわせて、今申し上げた地域の声につきまして、市民の皆様からは地域からの声が届くシステム、もしくは教育委員さんも5人おられるわけでございますけれども、合併当時は、教育委員さんの選任に当たりまして、地域のバランスも考えられたりした雰囲気があったというようなことを思い出す状況でございます。委員さんは、地域代表では決してございませんけれども、委員の人選基準は存じておりますが、今後の人選、任命に当たり、いろんな地域の意見を吸い上げていただくことを市民の皆様から多くの方が寄せられております。

教育委員会の任命権者は市長さんであり、議会の同意の関係もあるわけでございます。それぞれの地域に教育委員にふさわしい方はお見えでございますので、地域バランスのとれた委員の人選、任命が望まれますが、いかがかお尋ねをします。

また、もう1点、国政レベルの質問を予定をしておりましたけれども、時間の関係でここまでとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（武藤忠樹君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 今御指摘にあったように、確かに教育委員会の活動内容ですとか、あるいはその審議内容というのはわかりにくいというのは、私も率直に感じておるところであります。

そこで、現在もホームページで議案と審議結果については公表をしておりますけれども、今後、議事録の公開についても検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、もう1点ですが、毎年事業については自己評価というような形で議会へも報告をさせておっていただきますけれども、こうした内容につきましても、もう少しわかりやすい方法、例えばホームページに公開するといったような方法で公開できないかということについても検討をしていきたいというふうに思っておりますし、これ以外のいわゆる広報として、郡上市の教育のさまざまなことをできるだけわかりやすく伝える、これは印刷物になるとは思いますが、そういったことについても今後作成できないかということについても、できるだけやっていくという方向で詳細を検討していきたいというふうに考えております。

また、その地域からの御意見の集約につきましても、まだまだ不十分なところがあります。学校評議員さんの意見ですとか、あるいは学校支援ボランティアの皆さんの意見ですとか、そういった学校とのかかわり合いを持っておっていただく方の御意見も含めて、今後どういうふうにすれば地域の御意見を教育に反映できるかということについても、さらにもう少し効果的な方法はないかということについては検討を加えていきたいというふうに思っております。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 教育委員の選任についてでありますけれども、地方教育行政組織法の第4条の第1項に、教育委員さんは、長の被選挙権を有する方で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、長が議会に提案をして、議会の同意を得て選任をするものでありますが、その配慮事項として、同じく第4条の第4項に、教育委員さんの選任に当たっては、教育委員の年齢、性別、それから職業等に著しい偏りがないようにということを配慮することと。また、少なくとも5人のうちお一人は保護者が含まれるようにと、こういう配慮事項がございますので、これにのっとって選任をしてまいりたいと思いますが、御指摘のように、全体で5人を選ぶわけがございますので、全く地域的なバランスというものに配慮しないというわけではございませんで、そういった面も十分加味をしながら、今後とも適切な方に就任していただくように心がけてまいりたいというふうに思っています。

（10番議員挙手）

○副議長（武藤忠樹君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） ありがとうございます。大変前向きな御答弁をいただきましてありがとうございました。今情報公開につきましても、より詳細にわかりやすくタイムリーにということで、期待を申し上げますとともに、今国におきましては教育改革が種々検討されております。日本一の郡上市の教育委員会を目指してともに一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（武藤忠樹君） 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

◇ 尾 村 忠 雄 君

○副議長（武藤忠樹君） 続きまして、14番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

14番 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） 14番 尾村です。ありがとうございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

その前に、お礼を申し上げたいと思っております。実はきのう、私の地元であります北濃小学校の今回卒業する6年生の16名の皆さんと、そして校長先生を初め、担任の先生が傍聴をさせていただきました。たまたま、たまたまという申しわけないですが、1番議員の先ほど来出ておりますソチオリンピックで活躍しました平岡選手の質問をされておったということで、子どもたちも、こういったことを議会でやるのかなって話をしておりまして、それをけさ校長先生が家へ来まして、その話をお聞きしました。本当に、1番議員さんの質問もすばらしい、質問の中で、子どもたちも本当に、先ほど来優待制度の話も出ておりますけれども、本当に我々も、子どもたちも子どもたちなりにオリンピックの感動を、その時にも与えられたと思いますし、またこの郡上市議会でもそういったオリンピックの話で、自分たちもそういったことを頑張らないかなってことを校長先生がけさ言っておりましたので、よっぽどえかったなっていうようなことを思っておりますので、1番議員さんにもお礼を申し上げたい、そういったことを思っております。

今回は、一般質問でありますけれども、2点について質問をさせていただきます。

庁舎管理ということで、例の中坪庁舎に入っております建設部が総合庁舎のほうへ4月1日から移動するということで、その後をどうするかということと。

もう1点は、臨床心理士、このことは、大変すばらしい職業なんでありますけれども、やはりいろんな相談を受けておる中で、なかなか相談も人それぞれありまして、自分自身もいろいろ考える部分もあろうかと思っておりますので、そこら辺のどこについて質問をさせていただきたい、そういったことを思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

さて、中坪庁舎に入っていた建設部、県の総合庁舎へ移転後の活用と、現在使用している各種団体に対する耐震化等々をどう考えているかについて質問をさせていただきます。

まず、建設部が県の総合庁舎へ移行については、市長の平成26年の施政方針で述べられました。その内容については、2月4日、岐阜県と市は建設分野で連携、協力を進めることで、災害時の情報の共有、道路の維持管理の効率化等を鑑み、県との協定を締結したということであります。それにより、新年度より県総合庁舎2階へ市建設部が移転し、同庁舎3階にある郡上土木事務所との連携を深めることにより、危機管理体制の強化はもちろんのこと、市民サービスの向上も図っていき

たいと述べられておりました。

私も、この件については、一分一秒を争う危機管理体制は県との連携が必要不可欠であり、市民の生命、財産を守り、市民が安心して暮らせる郡上市づくり、郡上市にとって画期的なことであり、今後もそれぞれの部においても県との連携が大変重要なことと考えております。こうしたことを踏まえ、建設部、中坪庁舎移転後の活用について質問をしたいと思います。

市の公の施設等の設置状況の資料によりますと、この庁舎は30年代に建設され、市としては最も古い施設であります。国においては、平成25年11月、公の施設等の長寿命化対策の方針が決定され、現在、市においても公の施設等の状況を調査しながら、市としての課題、取り組みについて対策を講じていただいております。

また、公の施設の見直しとして並行してやっていかなければならないことは耐震化であります。先ほども申し上げましたが、当該施設については昭和30年代の建設であり、近年、南海トラフ地震を初め、多くの地震が危惧されております。今後、公の施設の見直しの中で長寿命化対策を講じるのであれば、早期の対策が必要と考えます。

こうしたことを踏まえ、中坪庁舎、今後の活用と、各種団体も現在活用している中、市の公の施設の見直し、長寿命化対策を踏まえ、耐震化についても総務部長にお聞きをいたします。

○副議長（武藤忠樹君） 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 中坪庁舎の活用と耐震対策ということで、2点の御質問かと思われま

す。特に、この中坪庁舎においては、国の指定を受けた郡上八幡北町重要伝統的建造物群保存地区の隣接地にあるということでございます。この保存地区及び周辺には、未利用の市有地、旧の殿町の会議室とか、旧の積翠荘等がございます。また、施設としても城下町プラザとか、郡上八幡博覧館等がございます。やはりこのようなことを考えた中で、重伝建保存地区と周辺施設の連携活用などを総合的な見地から検討をしていきたいと思

います。それで、検討の内容としては、やはり重伝建の保存地区周辺の関連施設との連携活用というようなことと。また、平成26年度の当初予算に基本計画の策定を計上しています、仮称でございますが、郡上市歴史資料文化財重要美術収蔵展示施設としての活用の検討も必要かと思

います。また、重伝建保存地区と、または歴史的風致維持向上計画の認定に伴って観光客の増加も想定されるという中で、やはり駐車場としての利用も検討していかなければならないと思

でございます。耐震診断の結果では、1階部分においてI s 値が0.43ということでございます。

現在の利用においては、各種4団体ほどに、目的外使用でございますが、1年更新という中で貸し付けを行っておるという状況でございます。

また、今現在、建設部が事務所として使用している庁舎のほうでございますが、ここにおいては昭和59年の建設ということで、耐震基準は新基準の中で行われておるということで満たしていると考えてございます。

やはり旧の県の施設においては、活用方法等を検討の結果、現在の施設を活用する方針になれば、やはり耐震補強を計画しなければならないというふうに考えております。

(14番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。重伝建に今指定されておるというようなことでありますし、歴史的風致からも考えていかなければならない。そこら辺のところを鑑みながら、今後のよき利用を考えていただきたい、そういったことを思っております。

私、今ちょっと一つ勘違いしておりましたことは、今各種団体が入っておること現在建設部が入っておること別々ということだったので、ちょっとそこら辺のところを勘違いしておりましたので、よろしくお願いをいたします。

さて、県と郡上市が協定を締結したことは、先ほども申し上げましたが、画期的なことであり、今後こういった体制を県との間で協議していく考えがあるか、また県からの連携も考えることもあると思います。その中で、古田知事は、今回の件に関して、郡上市と県の出先機関は管轄エリアが一致し連携の効果が高い。今後は郡上市との取り組みを成功させ、他の市町村と連携を進めるきっかけにしたい。また、新しい行政モデルと述べられました。また、市長は、郡上市は基盤整備で大きな課題を抱えている県とのさらなる連携で、次の対策を進めたいと期待を述べられております。

こういったことを踏まえ、今回は建設部と県との連携協定でありましたが、今後、市として各部の連携についてどう考えておられるか、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、その前に、ただいま総務部長がお答えをいたしましたこと、誤解があつてはいけませんので申し上げますが、現在の中坪庁舎は重伝建地区に隣接をしているということでございますので、含まれてはおりませんので、その点は申し上げておきたいと思ひます。

ただいまお話がございましたように、今回4月1日から中坪の庁舎にございました建設部の事務所を県の総合庁舎の2階へ移らせていただいて、県としっかり連携をしていくということでございますが、まずもって市民の皆様方に、今回こういうことで4月1日から移るということについて御

理解をいただきたいというふうに思っております。

今回は、建設部と、たまたま県のといいますか、県の土木事務所と所管区域が郡上市ということで一致をしているというようなこと。また、建設部がこの郡上市役所の本庁舎から離れて中坪庁舎にあるということで、もともと今離れ離れになっているというようなこともありまして、県からお話をいただいたとき、私どもも大変これは試みしてみるに価値あるいい案だということで、今回そのようにさせていただこうとしているものでございます。一層連携を図って、この今回の試みがやってよかったなというようになるようにしてまいりたいというふうに考えているところであります。

議員の御指摘のそのほかないかというようなことでございますが、たまたま郡上市の建設部は農政関係あるいは林政関係のいわばハードの事業も所管をいたしておりますので、土木事務所が前に出ておりますが、たまたま同じ庁舎にございます岐阜県の郡上農林事務所の所管の仕事との間の連携も、これまた一つ大事なことだというふうに思いますので、その点はやはり同じ庁舎に移るということでしっかり連携をとらせていただきたいというふうに思っております。

そのような考えでおりますが、今のところ、そのほかの今の郡上総合庁舎内に入っていらっしゃるのは、関の保健所の保健センターであるとか、あるいは中濃事務所の郡上センターというようなところがお入りになっているわけですが、今申し上げました建設部の今回一緒に同居をさせていただくということ以外には、現在、私どもこの庁舎における他の部局について、改めて県の総合庁舎へ一緒になって同居をすることによって著しく実効が上がるというものは今のところ見当たらないというふうに思っておりますので、今後は他の分野においては、今回の建設部のように庁舎を同じくすることによって効果をあらわすということではなく、ふだんからの連携をしっかりとって、そして双方の行政の効果が上がるように努めてまいりたいというふうに考えております。

(14番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。私も、県の農林事務所との連携ということも考えておりましたが、やはり本庁との関係、ここの関係がありますので、そこら辺も踏まえながら、できるだけ県との関係はつながりを持っていかなければならないと思っておりますけれども、将来的にはどうなっていくかわかりませんが、そういったことも視野に入れながら進んでいきたい、そういったことを思っております。

もう1点は、環境水道部が郡上市であります。その中で、それを分けていいのか、分けるのがいまいいか悪いかかわかりませんが、例えば環境部、水道部と分かれた場合に、水道部あたりが県の総合庁舎のほうへ、建設部のつながりもあるというようなことで、そんなようなことも考えられるのかなというように思っておりますので、御検討をいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次に、臨床心理士について質問をさせていただきます。

世の中が複雑かつ多様化する中、いろいろな問題が生じてきております。そうしたストレス社会の中で、頼りになるのがカウンセラーとしての臨床心理士であると考えます。

市においても、市民のために多くの相談窓口を設け対応を図っていただいております。所管は違いますけれども、教育委員会を初め、それぞれ部署において多くの窓口を設け、市民の方々の悩み事等、相談に乗っていただいているのが現状であります。

市民の方々も、そういった窓口により、前向きに生活できるようになった方々も多くあり、感謝の念に絶えない次第であります。

そういった中、窓口で活躍し、市民の問題解決のために相談に乗っていただいている臨床心理士について質問をさせていただきます。

ネットによりますと、臨床心理士は、精神的な悩みを抱えている人たちの相談相手になり、さまざまな心理療法で心の問題解決を援助する心理カウンセラーのエキスパートであるということであり、いわゆるカウンセリングを行う人はさまざまありますが、臨床心理士は極めて信頼性の高いカウンセラーで、資格を取得するにも大学院を卒業し受験資格を得る必要があるということでもあります。こうした臨床心理士の資格を有した方々は、学校ではスクールカウンセラーとして、また医療、保健、福祉、広くは労務、産業分野までのメンタルヘルスを行っているということでもあります。

先ほども申し上げましたが、世の中が複雑かつ多様化する中で、心の不安定な状態は充実した勤労生活、日常生活に支障を来しています。やはり豊かな生活を送るためにはメンタルヘルスが必要であります。

こういったいろんな悩み、問題等ある中で、1点目、市において、現在、臨床心理士、数名見るとお聞きしていますが、市民の対応について充足しておるか、また活動内容等を含め、今後の課題等について、健康福祉部長にお伺いをいたします。

○副議長（武藤忠樹君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 臨床心理士に関する御質問をいただきました。

郡上市におきましては、自殺予防の対策の一環といたしまして、心の相談に関する相談業務を充実するために、平成の23年度から健康福祉部におきまして、臨床心理士による心の健康相談を複数の専門職員体制をもって、1週当たり3回、いわゆる3日間、開設をしております。

臨床心理士でございますが、ただいま議員お示しのとおり、臨床心理学の知識や技術を用いて心の問題を扱う専門職でございます。

そこで、本市における相談の件数でございますけれども、平成23年度が延べで22件、24年度が同じく延べで83件、本年度25年度にあつては、26年の1月末現在でございますけれども、延べで141

件。このうち、電話相談が11件、実人数としましては29人の方の相談に当たっております。

相談件数が年々増加をしてきている要因といたしましては、広報誌等を通じて相談窓口が知れわたってきたことであるとか、いわゆる自殺予防対策を目的として設置をしております、いのち支え合い推進協議会、この組織におきまして、ここは国であるとか、県であるとか、関係の機関の関係者が構成のメンバーとなっておりますけれども、こういった機関の連携が深まったことで、具体的にはハローワークであるとか、司法書士会等からの紹介件数がふえたことが考えられます。

個別の相談には、相談者御本人が来所される場合が大半でございますけれども、本人にかわって家族の方が来所されるケースもございます。

相談内容でございますけれども、体や心に不調を訴えてみえる、そういったところの相談であるとか、ストレスであるとか、それにまつわる不安感、また社会復帰に関することであったり、家族からの御相談となりますと、いわゆる御家族のひきこもり、こういったところの御相談もございます。

心の相談員として登用しております臨床心理士でございますけれども、主に本庁舎、この庁舎に籍を置まして、心の相談に当たっているところでございますけれども、社会福祉協議会が対応しております心配事相談、こういったところに予約が入った場合は、各地域で相談の場を設けまして、相談員がその任に当たっているところでございます。

また、いのち支え合い推進協議会、先ほど申しました組織でございますが、またその下部組織でございます実務者会議であるとか担当者会議、こういった会議の場にもこの相談員が出向いて、いろいろなアドバイスをさせていただいたり、また自殺の状況分析、こういったような業務についてもかわりを持っていただいております。

昨今、景気の低迷でありますとか、社会環境が複雑化してきている中にございまして、体や心の悩みに関する相談件数は今後も増加をしていくことが予想されておりますが、それに専門的な見地から適切に対処することができる臨床心理士の確保は非常に大切なことでございまして、その重要性につきましては認識をさせていただいております。

なお、困難ケースの対応に当たりましては、心の相談員のみならず、関係する専門職員であるとか関係機関が連携をいたしまして、多角的な支援を行うことが必要でございまして、その体制の確立に向けた取り組みをさらに強化することが課題として受けとめてございます。

以上です。

(14番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。やはり相談件数も年々ふえてきておるということで、臨床心理士の果たす役割は大になってくると思っておりますので、今後こういった相談して

いただける場もそうですけれども、臨床心理士の資格を持った方々を多く、多くと申しますか、できるだけ対応できる形をしていただきたい、そういったことを思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

体制の充実が一番でありますけれども、やはりこういった、何と申しますか、例えば健康福祉の部分でもいろんな分野があって、そういったところに予算をつけるのはつけていけるとは思いますけれども、こういった相談相手とか、そういうところに予算づけするのはなかなか厳しいと申しますか、そういったところにこそ予算をつけて、やっぱり市民の皆さんに相談を受けられる体制づくりをしていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまも部長のほうから答弁がありました、いのち支え合い協議会、この3月号の「広報郡上」においても6ページにわたって特集ページを組んでいただきました。その中で、推進事業のテーマを決め、推進協議会の方々のコメントが記載してありました。このことは、まさに社会で悩んでいる方々にとって、それぞれの団体窓口で多くの相談機関があることは市民にとって心強い限りであります。そうした中、私は、各機関との連携、また情報の共有化が必要と考えますが、いかがでしょうか。

臨床心理士、病院では精神科医、学校ではスクールカウンセラー、また推進員、相談員など、カウンセラーが市民の皆さんの相談に乗っていただいておりますが、やはり自分で解決できないことも多々あると思っております。心のケアの問題は、常に奥深いことがあると考えます。専門的な立場で助言したり、また外部機関と連携して社会的自立に向けた人たちを支援していく上で、各機関の連携を図り、相談者に対して的確な指導を行える体制づくりが必要と考えますが、健康福祉部長に御答弁をお願いいたします。

○副議長（武藤忠樹君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 専門職の連携についての御質問でございます。

これまでかわりを持たせていただいた相談の事例、ケースでございますが、その一端について御紹介をさせていただきますと、相談者の問題を解決するために、まずはその相談者御本人の御了解をまずいただく中で、病院、また学校、それから警察署であるとか、社会福祉協議会、こういった関係機関、これは先ほどお話をいたしました、いのち支え合い推進協議会のメンバーでもございますけれども、こういった各機関に対して、個別の相談の情報、こういったところを提供するケースが過去にございました。

また、行政内におきましては、私どもの健康福祉部、今5課ございますけれども、こういったところの相談に対応する職員であるとか、学校教育課、また総務課の消費生活窓口の担当職員と連携をして対応した事例もございました。

特に、小学校、中学校、いわゆる児童生徒に関する相談につきましては、主に学校であるとか、

教育委員会事務局のほうが対応していただいておりますけれども、これまで心の相談員が直接的にその児童生徒に対する相談というものを受け付けをさせていただいたというものはございませんでしたが、過去においては保護者からの御相談がございまして、その際には、これも保護者の御了解のもとに、学校教育課の教育相談員であったり、担当教諭、また臨床心理士の資格をお持ちのスクールカウンセラーにつなげたケースもございました。

こういった幾つかの事例に対応させていただいておりますけれども、今後におきましても、議員御指摘のとおり、個別の相談に対する対応に当たりましては、心の相談員だけで問題を抱えるということではなくして、教育委員会であったり、病院、さらに学校の専門職員と連携を密にしてケースに応じた適切な対応、そういったところに努めてまいりたいというふうに思っております。

現在、健康福祉部には臨床心理士が2名お願いがしておりますけれども、教育委員会のほうでは同じく資格を有する方が2名お見えになるということで、こういった専門職相互の連絡調整であるとか情報共有につきましては、今後とも積極的に連携の強化というものに努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

(14番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） 人間は、顔が一人一人違うように、相談も同じ相談でも中身は違うと思っております。やはりそれに対応していただける、そういった臨床心理士の皆さん初め、支援員とか相談員等々含めて連携を図りながらやっていってほしいと思っております。

先ほど来、市長の平成26年度施政方針の中で、きのうも出ましたが、きょうも議員から出しましたが、「ずっと郡上、もっと郡上」という、市長のほうからこういった施政方針の演説をしていただきました。その中で、一番ネックになっておるのは人口減少ということであります。いろんな相談に対応していただける、それによっても人口減少を食いとめられる、そういったこともあると思いますので、そういったよき相談者をつくっていただき、郡上市に住んでおって、住んでよかった、生まれてよかった、そう思えるような郡上市にしていいただければいいなと思っておりますので、よろしくお願いをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（武藤忠樹君） 以上で、尾村忠雄君の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分を予定いたします。

(午後 2時17分)

○議長（清水敏夫君） 議長を交代をいたしました。それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 森 喜 人 君

○議長（清水敏夫君） 3番 森喜人君の質問を許可いたします。

3番 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 3番 森です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告にあわせまして、一般質問させていただきます。

1つ目は、スポーツ振興ということで、もう既に1番、10番議員の方が質問されましたので、ちょっとダブるところもあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

今からちょうど1カ月前に平和の祭典、冬季オリンピックが終わりまして、パラリンピックも日本時間の3月17日未明に閉幕をいたしました。結果は悲喜こもごもですが、日本選手もオリンピックメダル8個、パラリンピックメダル6個と活躍し、日本中が大いに盛り上がりました。

何ととっても、遠く奈良県からお父さんの送迎で高鷲のスキー場へ5時間かけて通い、そして、スノーボードハーフパイプ競技で銅メダルを獲得されました平岡卓選手は郡上市の名を本当に知らしめてくれました。

そして、当時高鷲村から開拓に行って、住んでおられます北海道のジャンプ王国下川町からは、かのレジェンド葛西を初め、複数の選手が活躍をされました。

さらに、どうしても関心が薄れがちなパラリンピックではありますが、岐阜県の飛騨神岡高校1年、岩本君がクロスカントリー距離10キロフリー立位33位でありましたけれども、4年後を目指して頑張りますと決意を新たにしておりました。

この岩本君は、実は高校1年生ですけれども、私もここ5年くらい岐阜県のクロスカントリーの大会にずっと応援に行っておりました。そこで、障がいを持たれておりましたけれども、最後まで一生懸命滑っておられる方の姿を見させていただいて、本当にこうした障がいを持たれた方でも頑張ることができるんだと、パラリンピックのすばらしさもそうでありますけれども、そういう方々が飛騨で本当に大いに活躍をされるし、また多くの勇気を与えてくださるんだなあということを非常に感じさせていただいたところであります。

かねてよりウインタースポーツの盛んな郡上市、高速道路網の充実のおかげで、今では日本有数の来客数を誇っておりますが、スキー、またボード人口の減少は危機感を持たざるを得ません。

全国的な動きとして、雪マジックナインティーン、要するに19歳になったばかりの人たちのために、雪マジックナインティーンというふうに銘打ちまして、若者獲得に向けて究極のサービスを始めました。

そして、何ととっても、郡上市でもほとんどのスキー場が御理解をいただきまして、小中学生の

リフト券無料化を含む各種のサービスが始められました。多くの郡上市民がウインタースポーツを楽しんでいただき、その輪が市外へと限りなく広がっていくことを願うものであります。

さて、かつてから選手の育成ということにつきましては、多くの方々、またスキー場関係者、健闘してこられましたけれども、優秀な選手がいましたけれども、残念ながらオリンピック選手は1人として輩出できておりません。そのうち、選手育成の道は困難として、どちらかという経済的側面に特化してきたことは否定することができないというように思います。

今回の平岡選手の活躍とその反響を考えますと、一番肝心の選手育成なくして、ウインタースポーツメッカとしての本来の姿はなく、オリンピック選手の出現は全ての郡上市民の願いではないかというふうに思います。そして、郡上市上げて、スキー・ボード王国へのさらなる段階への飛躍が期待される千載一遇のチャンスではないかというふうに感じているところであります。

さて、今申し上げましたように、スキー場の皆様の御理解によって、小中学生の無料化ということが実現したわけでありますけれども、これは、これからは郡上市がどういうふうにするかということが必要だというふうに思いますので、郡上市としてできることをお伺いしていきたいというふうに思っております。

1つは、ここに書きましたが、スキー・ボード王国都市宣言というものであります。この宣言というのは、ローカルルールで1つでありまして、条例であるとか、要綱であるとか、要領であるとか、そうしたものを郡上市として、議会として提案をすることがあります。その中の1つとして宣言というのがあるんですが、このスキー・ボード王国都市宣言というものを発してはどうかということでもあります。

実は、沖縄県の浦添市というところがあります。今は10万都市を超えて11万ぐらいになっていると思いますが、ここが、ハンドボール王国都市宣言というのをやりました。1965年にハンドボール協会が設立されて、沖縄は全国でこのハンドボール協会に入ったのは46番目だそうです。1981年に神森中学校が全国制覇を果たしまして、そのときに市役所は張り切って児童生徒の県外派遣に関する補助金制度を設けたり、そして何よりも次世代の青少年育成、健康な体、交流の輪、想像力あふれた活力満ちた市というものを目指して、宣言をしたわけがあります。

その後、日本のハンドボール監督を輩出したり、非常に今でもハンドボールを中心として、まちづくり、市づくりをやっているということでもあります。そうした意味で、郡上市において、スキー・ボード王国都市宣言を発表したらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、お尋ねのスキー・ボード王国都市宣言についてお答えをしたいと思います。

議員おっしゃったように、ハンドボール王国都市宣言というのは沖縄県の浦添市ですけれども、ここは宣言以前からハンドボールについては、非常に盛んな地域でありまして、数々の大会で実績を上げてきたと。その実績に基づいて、市民の有志によるハンドボール王国都市宣言という機運が高まって、検討委員会の検討を経て、平成16年の1月に宣言をされています。要約すれば、実績に基づく種目を特化した宣言ということが言えるのではないかと。ここは、小中学校、それから高校、一般も含めて、九州の大会ですとか、あるいは全国の大会で優勝が70回を超えるという、大変立派な成績を修めておみえになります。したがって、この宣言、名実ともに今ハンドボールについては地域づくりにも大きく寄与しているというふうにして考えております。

また、この種目を限定した宣言以外に、岐阜県内においては、6つの市町でスポーツに関する宣言をされています。この宣言をするに当たっては、案の作成については、検討委員会を立ち上げられて、議会の議決を経て制定がされています。多くは、健康づくりに関する宣言であります。これは、いわば実績に基づく、種目を特化するというよりは、包括的な種目にかかわって宣言をするというそういった内容かと思えます。

郡上市は、郡上市の教育振興基本計画の中で、スポーツ振興にかかわる幾つかの項目を定めておりますけれども、そういう前提に立ちますと、種目に特化するというよりは、包括的な宣言というのが比較的市民の御理解が得やすいのではないかとこのように思いますけれども、今、例えば、スキー、ボードというように仮に特化することであれば、そのことによってどういったまちづくりを目指すのか、あるいは、大会の実績ですとか競技の人口、さらには指導者や市民の皆さんの機運の盛り上げ、そうしたことについて検討をさせていただきながら、前提条件を整えた上での今後の課題ということになるかというふうに思っております。

(3番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） そのとおりだと思います。それに向けて、じゃあ何をしたらいいのだろうかということですが、まず、育成会の立ち上げということでなんですけれども、今スキー場で、先ほども答弁ありましたように、ひるがのとか、明宝のほうでレーシングをしたり、あとは高鷲小学校でスキークラブもありますけれども、非常に人数も少ないわけであります。で、中学校が合併をなかなかしないということもありますので、それを越えてやはり中学校だけではなくて、この市全体で育成会をつくったらどうかというふうに思っております。

もう既に、サッカーだとか、射撃クラブですか、そういったところは、もうそうした越えてつくっておられますので、そうしたものの支援ができないかなあということを思っておりますし、それから、何といても指導者が重要でありまして、今ほとんど指導者はおりません。

私も中学校のころはノルディックをやっていたんですけれども、そのときにはしっかりとした先

生が見えてそれでやっていました。ところが、今はもうほとんど飛騨のほうに行かれていまして、郡上には誰も残っていないというのが現状なんですが、しかし、やはりそうしたことを考えますと、中学校への専門教師の配属をやはりしなければいけないと、これをいかに県に依頼していただけるかということだと思います。この先生が、スキーの専門の先生がやっぱりこの郡上に来ていただくということが、これが一番重要なことだと私は思っております。

そして、4つ目のこの北高ですね。いみじくもきのうだったでしょうか。市長さんがそういうように答えられましたが、北高にスキー部を復活するということであります。実はことし高鷲小学校から3人飛騨のほうへスキーで行きました。アルペンで1人、ノルディックで2人行きました。こういう子たちがやはりスキー部がないがゆえに高山へ行ってしまうということは、これはやっぱり非常に惜しいというように思います。ですから、北高でも、郡上高にもかつてスキー部あったということなんですけど、北高にスキー部をつくっていくということが重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、育成会の立ち上げについてと、中学校への専門教師の配属、そして、北高のスキー部復活、以上の3点についてお答えをしたいと思いますけども、まず、育成会の立ち上げにつきましては、先ほど、お答えしたように、現在は、ジュニアのスキークラブ等が4団体で54名ということで、そこに御指導いただいておりますのが、体協の関係の皆さんですとか、あるいは教育者の皆さんとかで、全部で20名がそうした方で、市内のスキーのさまざまな活動をしていただくわけですが、少年スポーツ全体に対しては、交付金という形で支援をさせておっていただきますけれども、今後育成会の立ち上げということについては、育成会、もしくは後援会をまずは立ち上げるという機運をひとつは盛り上げていただく必要があるんじゃないかというふうに思います。

その上で、競技力の向上ですとか、あるいはスキー人口の増加ということに関しては、後援会、育成会の役割は非常に大きいというふうに思っておりますので、まず機運を盛り上げて立ち上げていただき、そこでその自己財源を確保していただく。その上で市としてどういった形の支援ができるかということについては、検討をさせていただくということになろうかと。

その際に、相撲は、特色あるスポーツとして、強化種目として選定をさせていただきましたけれども、スキー、あるいはボードが特色あるスポーツとして、いわば強化種目として指定できるかできないかということについては、これは検討しなければならないことというふうに思います。仮に強化種目として指定した場合には、何らかの支援策ということについては、具体策が講じることができるのではないかとこのように思っております。

それから、中学校への専門教師の配置の件ですけれども、このことにつきましては、いわば教職

員人事に当たる内容ですので、学校運営の活性化ですとか、あるいは学校課題の解決というようなことで、それぞれの学校に必要な人材を学校長と協議をしながら配置をしていくというのが原則になっておりますが、御質問にあったスキーマ、あるいはボードの専門教師といった場合に、いろいろな大会で実績のある人で、しかも教職員の免許を有している者、そうした人が採用されたり、あるいは、現にそうした人が県内にいるというようなことであれば、これは県の教育委員会と協議をして郡上市への配置ということについて要望していくことは可能であるというふうに思っております。そうしたケースはどうしても県の教育委員会との協議ということが前提になりますので、私どもの考え方だけでは実現できないという可能性があります。

それから、北高のスキーマ部の復活ですけれども、これはスキーマに限らず、小中で続けてきたスポーツを高等学校に行っても継続できるというのは、これは私たちも望むところであります。とりわけ、スポーツ種目については、続けてやっていくということによって成果が上がるということが非常に大きいわけですから、そういったことを思っておりますが、こうしたものを復活しようとするれば、どれだけの希望する生徒がいるのか、あるいは顧問もしくは指導する教師の配属はどうなのか、さらには、保護者会の組織化といったことについても必要なことだというふうに思っておりますので、このことについては、今後高等学校の先生方と協議する機会がございますので、そうした懇談会の折に話題としていきたいというふうに思っています。ですから、これは北高に限らず、郡上高校についても同様に、とりわけ部活動の継続ですとかふるさと教育の継続ということについては、大切な話題として、あるいは課題として双方で話し合うということを継続していきたいというふうに思っております。

(3番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） ぜひ強い姿勢で県のほうに働きかけていただきたいと思います。やはり教師がいるかないかで全然違いますので、今私も、実は子どもたちを教えているというか、一緒にやっているんですけれども、やっぱり中学校に先生がいて、いろんな細かい配慮をしてくださるということが重要だなというように思いますので、ぜひお願いしたいと思いますし、高校の、ぜひスキーマ部も復活をしてほしいなと思っております。

さて、今度、ことし、来年度ですね、26年度。岐阜県スキー大会、岐阜県民スポーツ大会スキー競技会ですか、これが、行われるわけであります。アルペンスキーがダイナランドにおきまして、それから、クロスカントリーは郡上高原スキー場で行われます。123万円の予算がついているわけでありますけれども、このことについて、アルペンスキーというのは、どちらかというとコースもつくりやすいんですが、クロスカントリーというと、これはなかなかコースができません。今、クロスカントリーのコースは、鈴蘭にあったんですが、鈴蘭も撤退したいというふうな要請がありま

して、じゃあどこでするんだという、状況です。

それで、県のスキー連盟も実は、動いておりまして、郡上のほうでということで、今、先ほども出ました郡上高原スキー場のほうが何とかやっってくださいなのではないかということなんですけども、そうしたもののへの市としての取り組みといいますか、がどういうふうにできるんだろうかと。

公式コースができますと、非常に、常時、大会が開けるといことがあります。それから市民の方々、それから市外の方々もそうですが、やっぱりコースで体を鍛えることができるし、また今ノルディックウオークが非常に盛んになっておりますけれども、1つのその延長で、雪の上でスキーをするということもできると思います。ただ、なかなか採算が合わない部分があったりして、非常に難しい部分がありますけれども、やはりみんなで盛り上げていくということがないといけなと思います。そうしたことにつきまして、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） クロスカントリーの公式コースを郡上にというような御質問ですけれども、お話にあったように、日本スキー連盟公認のクロスカントリーのコースを郡上高原に設置をしようという、そういう話は聞いております。測量ですとか、あるいはそのコースのレイアウト、そうしたことを検討をされて、平成26年度の認定に向けて、近々修正をされるというお話を聞いております。

もし、常設のクロスカントリーのコースができますと、これは地元選手の育成はもちろんですけれども、ジャンプの施設はございませんが、そのジャンプの大会を除いたスキーの全国大会ですとか、あるいは、もう少しレベルの上の大会といったものについて誘致するという可能性が出てまいります。したがってこうしたコースができるということは、望ましいというふうに思っております。

ただ、民間の企業がコースを設定されるということですので、直接的に郡上市がそのことに対して支援をするということは、なかなか難しいことではないかなというふうには思っております。ですが、例えば、県体のスキーを実施したときに、郡上市の費用で購入をした備品等を何らかの形で、そうしたそのクロスカントリーの施設に対して間接的に御支援申し上げるということは、これは可能ではないかというふうに思っております。

現在の段階で、私どもの、郡上市という段階でお答えできるのは、そのような内容だというふうに思いますが、こうしたクロスカントリーにせよ、そのほかスキー競技にせよ、今後、スキー人口が少しずつふえてきたり、あるいは一層充実してくるというその経過を見ながらどういった形で、先ほど申し上げたように強化種目の設定も含めて、今後もそのあたりについては考えていきたいというふうに思っております。

（3番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） よろしくお願ひします。公式コースができるかできないか、大きく違ふと思ひますし、今乗鞍のほうでも実は公式コースをつくろふということで、ちょっと今競争といひますか、駆け引きがあるような感じもありますけれども、しかし、何とかクロスのコースもつくつていただきたいし、やっぱり今のこのチャンスを、スキーのチャンスを生かしていただきたいなということをお願ひしたいと思ひます。

2つめの質問に入りたいと思ひます。改正高齢者雇用安定法施行に当たつてということでございます。

先日ある方から、仕事はないですかと尋ねられました。その人は60歳を過ぎて郡上に家を建て、転入してこられたんですが、そのときのまだローンが残つておりまして、ことし70歳までパートでずっと働いておられたんですが、今パートをやめて、今後も実は働かざるを得ないということで仕事はないですかと尋ねられたわけでありまして。もちろん、奥様もパートで雇用されているというふうな状況なんです。

老後の設計ミスというふうに通つてはいけないと思ひますけれども、かなりそういった方々といふのは多いんだろうなというふうに通想をいたします。郡上に來られて、そして老後を過ごしていただくためにも、お年寄りの働く場ということも考へなければならぬ。シルバーだけではなかなかやつていけないということで、お年寄りの方々の仕事というものも考へなければいけないのかなというふうに通思ひましたけれども、反面、70歳になられても、元氣よく働こうというふうな方々でありましたので、非常にすばらしいなということも実は思つたわけでありまして。

さて、改正高齢者雇用安定法が2013年4月に施行されまして、60歳から退職後65歳まで年金が受けられず、収入が途絶えるため、繼續して働きたいという希望者を企業は再雇用しなさいといふということになりました。ただ、この年金がもらえないといふだけじゃなくて、もっと積極的に、前向きに考へますと、もちろん寿命も長くなつたことを鑑みて、生涯働き続ける意欲を持続しなさいといふと、そういう時代になつたのかなというふうに通思つております。

かつては、定年55歳、1980年代の段階になりますと60歳に引き上げられまして、今回65歳、そしてさらに将来は67歳、68歳ということも今言われているわけでありまして。そうした時代背景を見まして、今回の質問をさせていただきます。

そこで、市内の大企業といつてもいいこの郡上市役所の対応についてお聞きをしたいというふうに通思ひます。

それで、まず1つは、平成25年度、今期退職者の人数と方向性ということでお伺ひします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、ただいまの御質問にお答えをします。

まず、退職者でございますが、平成25年度末の退職予定者数は43人でございます。このうち定年退職が32人、勸奨退職10人、自己都合退職1人ということでございます。

それで、その就職とかその後の予定ということも御質問にありましたが、従来市として再就職のあっせん等については関与してきていないことでありますとか、あるいはプライバシーにかかわることもあって、つまびらかに把握しておることがありませんもんですから、今回、いわゆる今御指摘の再任用に伴って、どれだけの職員が再任用に今手を上げておるかということで御説明をさせていただきたいと思います。

現在、これ仕組みによりまして、いわゆる一般行政職であったものの再任用は、フルタイム勤務を希望する場合には、現業職へ再任用するということでもあります。それから時間を短くした短時間勤務ということであれば、退職時の事務職に再任用することはできるということでもありますし、単純労務職であったものの再任用は、これはフルタイムで再任用をその退職時の職に、現業職に再任用することができると、こうしておるわけですが、そういう意味でフルタイムで再任用をするという職員がこのうち7名でございます。

それから、短時間、これが先ほど言う事務職につこうとしておる職員ですが、この再任用の予定が今4人ということで、該当者32名中、今回11名が再任用の予定となっております。

また、このほか専門職ですけれども、獣医師さんでありますとか看護師とか、そういう方の臨時職として再度お願いをしておる嘱託員でありますとか、臨時職員としてお願いしておる職員が3名あります。

その他の職員につきましては、先ほど申し上げたようなことで、ちょっと把握をしてないという面がありますので、よろしく願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 2つ目に行きますが、再雇用による新人採用への影響ということで、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 毎年度の新規採用予定職員につきましては、退職予定者数とこの再任用予定者数を勘案をしながら、そして定員適正化計画というものを進めていこうということで、25年度中にこの31年4月1日に向けてのこの500人体制をどういうふうにしてやっていくかということにつきましては、一定のこの計画の中で数値を、目安を盛り込んでいるところであります。

要するに再任用をするということは、その場面において、やはり新規の採用が減るということは、これはもう伴ってくることはありますけれども、先ほど申し上げたように、一般事務職がフルタイムで再任用を求める場合は、これは現業職につきます。ですから、いわゆる事務職のフルタイム

はないわけですね。そうしますと、フルタイムでなければ定員のカウントにはしませんので、まず1つそういうことがあります。

それから、もう1つは、再任用は大体2年に1年ずつ上げて、65歳まで持っていこうとしておるわけですが、1年目に例えば今7人の方が再雇用になったと、それは1年で今回終わるわけですが、これが25、26、今度27、28では2年になってきますね。2年になってきたときに、それじゃあ毎年毎年7人の方が影響するかというと、1年はそういうことで採用したときに、新規採用に影響します。フルタイムの場合はですね。しかし、2年目はそのままスライドして、そして、退職する方は退職しますから、2年目は影響しないわけですね。そうすると仮に10年間で、2年ずつ5年上げていこうとしたときには、5カ年にわたって影響が出る年があるということになります。それから、先ほど冒頭申し上げたようなことがありますので、定員にカウントする、しないという、そういうことから考えますと、中・長期にわたりまして、新しい新人の採用に対する影響というのは比較的少ないというふうに見込んでおります。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森 喜人君) 新人に圧迫を与えないようにぜひお願いしたいと思います。

それから、次ですが、再雇用者の残る人たちですね。気持ちよく働いてもらう工夫ということで質問させてもらうんですが、65歳定年制度というのは、これは民間だけだそうですが、この民間でこういう65歳定年制度というのがあります。

そこで、いろんな65歳定年制度の問題があるということを聞いております。これも、この再雇用制度に似ているので、ちょっと質問させていただくんですが、今まで、多くの大きな企業では、グループ内に人材派遣会社何かをつくって対応しているんだということなんですが、やはり60歳を超えて61歳ぐらいになりますと、初めての配属先、それから初めての仕事内容、それから人間関係が生ずるわけですね。上司だった人が部下になるとか、そうした関係も出てきて、非常に人間関係がぎくしゃくしてくるということです。そして、ある人は資料調査室へ送られて、何もしない日々を過ごしたり、そうした人たちがいたりして、ある人は定年うつになっていくというようなことも言われているわけです。65歳で定年うつになったら、もう将来は本当にはないだろうと思うんですけれども。

それと、もう1つは、65歳時点で、今度こそ会社から放り出されますから、そこで再就職ということはなかなか難しい。60歳でも再就職難しいのに、65歳で就職しようと思っても難しいわけです。

そうした2つの点があるというふうに言われているんですが、今回のこの再雇用制度、このことについてそうした問題があるとすれば、出てくるとすれば、そうしたことに対する工夫といいますか、どんなことを考えておられるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） これは、森議員さんが最初言われました改正高齢者雇用安定法の施行、また国から地方自治体に対しても、こうした年金との接続へ向けての取り組みをするようにというふうな、そういうふうな国からの指導もあって、国全体としての1つの取り組みとして、雇用と年金の接続を図るということで、取り組みを今始めさせていただくということであります。

それで、平成26年度がこの再任用の初めて、我々としてはそれに取り組んでいく初めての年になります。現在考えておりますのは、先ほど申し上げたように、いわゆるフルタイムとかあるいは事務職の場合に、どういうふうな再任用の職域をというふうにして分けておるわけですが、もう1つのことは、格付におきましては、給料表におきましては、3つ下げるといふ、下がるという格付を今郡上市の中での、この取り組みの最初の考え方として今持っております。退職時に格付されていた級の3級下とすると。ただし、退職時に3級から1級であったものは1級となるというふうなことです。

また、再任用によって、単労職の給料表の適用を受けることになった場合は1級に格付をすると、こういうことですので、要するに、今まである程度年数を経てきて一定の立場にあった職員も職位としては下がってきますね。しかも、いわばいわゆる主任、主査とか係長級のレベルの職務、職階の立場からいくと、そういうふうな層になっていきます。そうしたときに、どういうふうな、今までの経験を生かして1人の職員の1カウントとして仕事を、あるいは1人以上の仕事をやってもらうかということがすごく大事なことでありうというふうに思っておりまして、1つは職名におきまして、再任用職員という呼び方はしないと。専門職職員と、スキルを持った職員がその専門職の力を発揮してもらいたいということで、まず、名前からまず、それでどうなるということは言えませんけれども、少なくともそういうふうな名前を持って、そこで専門職の力、知識、体験、経験を生かしてもらおうと、こういうふうな位置づけを導入していきたいということは考えたわけです。

ただ、先ほど申し上げたように、年数が経てきて、全体として5年間になっていった時代には、その辺の職員がたくさんになってくるといふ問題があると、よほどうまく配置をやっていないと、そこに滞留するといいますか、本人もやりにくい、あるいはその周辺の後輩が上司になったりしますから、それにつきましては、やはり1年1年この制度を検証しながら、そしてしっかり改良すべき点は毎年、毎回改良していくと、こういうふうに努める必要があるんではないかと思っております。そんなような形の中で取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

（3番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 今回、勸奨退職制度から、ちょっと話が変わりますが、勸奨退職制度から早期退職募集制度に変わるということで、これ、45歳になった人は20年働いていれば、早期退職を希

望できるというふうなことになりました。私は市の職員の方々は、もう1つのスキルを磨けば、外に出て行って働いていただくのもいいのかなと実は思っておりました。非常に特殊な知識を勉強されるわけですし、そういう意味では自分の可能性をもっともっと広めていかれてもいいのかなというふうに思っております。

そういう中で、早期退職者の相談窓口ということですね。こういったものをつくったらどうかねあというふうに思うんですが、いかがでしょうか。簡潔にお願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 窓口につきましては、やはり本人の、いわゆる今回の募集制度ですね、退職の、早期の。それにつきましても、勧奨するということが起きるといけないというふうに思います。それに日常、さまざまな退職後の自分たちの保険関係、福利厚生の問題につきましては、常に、人事課としては対応させていただいていますし、そのことに関するライフプランセミナーとか、いろいろなそういうことをやっておりますが、当人がどういうことを自分として第二の人生を、就職といいますか、職としてやっていこうということにつきましては、やはり本人の意欲と本人の、何て言いますか取り組みということが基本というふうになるというふうに思います。

それから、もう1点だけ言いますと、これから地方公務員法の一部改正の中で退職管理という問題が出てきまして、むしろ退職した後に、自分の後輩の職員に声かけをして、契約において何かそこに関与してはいけないと、むしろそういうふうな、そういういわゆる、そういう働きかけを規制するようなことがこれから逆に求められてくるという部分もありますので、そういうことも配慮しながら取り組んでいきたいというふうにしております。

（3番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 最後に市長に御質問させていただきたいと思います。

いろんな制度があって、その中で市の職員の皆さんが能力を発揮される、もしくは新しいスタートをされるということもあろうかと思えます。そういう中で、最初、きのうの段階から人口減少という問題が出ております。

人口減少、これ日本の中の問題でありまして、郡上市だけではありません。で、この人口減少が、人口が減少することによってその地域の活力が失われていくということであれば、当然、これは1つの要素かと思えますけども、郡上市ももちろんどんどん下がって元気がなくなっていく、日本も元気がなくなっていくんですね。だけれども、人口減少で計るということは私は間違っているというふうに思うんです。むしろ、何と言うんでしょうか。GDPと言いますかね、国内総生産ということだと思います。

要するに、郡上市が元気であるということは、人口がもちろんふえていけばいいわけですけど

も、それは将来に向けた取り組みですよ。しかし、今ここで郡上市の元気を保つためには、GDPを確保すると、つまり物であるとか、サービスを提供する、そういう仕事をする人ができる人たちがどれだけいるかだと思うんですね。

その中で子どもをふやしていこうという、そういう動きになっていくことが重要であって、要するに今がなくて未来はないわけですから、そうした意味で私はそうしたGDPをふやすということを考えるべきだというふうに思っておりますし、それから何歳からが高齢者なんだろうかという話が以前からずっとあります。よくある話、市報で、15歳から64歳の労働人口でお年寄りを支えようとしたときに、今恐らく2.8人で1人のお年寄りを支えるんだろうというふうな、数字になっているんです。

ところが、これが15歳から74歳までのこれを労働人口とすれば、8人に1人なんですね。1人を支えるのに8人ということになるんですね。2.8人から8人で1人の人を支えるという数字になるんです。ということは、要するに74歳まで働いていただければ、これはお年寄りを支えるだけのそういう経済的なそういう活気といいますか、元気はあるというふうに思うわけであります。

37年前のアメリカの経営学者、ピーター・ドラッカー、市長も御存じかと思いますが、65歳定年は間違っていると。これからの時代は、人生も仕事も65歳から始まるという、再び始まるという事実を受け入れなければならないというふうに言ってます。

そういう意味では、私は、今必要なのは、やっぱりGDPをふやすために、もしくは維持するために、働く場をつくる、働くことが必要なんだろうというふうに思っております。

そういう中で郡上市の職員の皆様方は、もちろんエキスパートを目指して、職員でずっと行かれるのもいいし、また地域協議会ができます。その中で、地域で出て頑張るのもいい。もう1つは、先ほど申し上げましたように、早くやめて自分の能力を違った形で発揮されることもいい、そうしたことを思っているわけではありますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私も森議員のおっしゃることに全く同感でございます。人口の推計で、65歳以上を高齢者とする、15歳から64歳までの人口でどれだけ支えなければならないかというのは、先ほどのお話ですが、私の計算では、確かこれを、15歳から74歳までが生産年齢人口だというふうにすると二千……。確か、2040年でちょうどそういう高齢化率というか、1人の高齢者を何人で支えなければならないかというのは、ちょうど現在の時点とほぼ同じ状態、65歳以上を支えるという意味を75歳以上というふうにすると、30年後もほぼ同じような負担というようなふうに試算をしたような覚えがありますけれども、いずれにしてもそういうことですから、できるだけやはりそういう今までの統計学的な高齢者の概念にかかわらず、やはり健康で、そうしてできるだけ長く生

産年齢人口としてかかわっていただくということによって、先ほどの、おっしゃったように、まさにGDPといいますか、そういう生産額も高めていくということが必要ではないかというふうに思っています。

今回、先ほどから市の職員の定年退職等の話が出てまいりました。私もちょうどこの月末で70歳になるんですけれども、そうしますと、60歳定年からほぼ10年間ほど働かせていただいているという、我が身に置きかえてみると、今本当に60歳でもう定年だという方、元気な職員に対しては本当に申しわけないなという思いでいっぱいでございます。

特に、市のほうとして次の働き口をあつせんするとかそういうことをしておりません。全く独力で頑張ってくれよということなんですけれども、いろいろな事情で、家族の扶養とか、介護をしなきゃならんというような職員の方もいらっしゃるし、それぞれいろんな考え方があるんですけれども、ぜひこれから今お話がありましたように、元気な限りは、アクティブな次の第二の人生を送ってもらいたいなというふうに思っています。

恐らく地域では自治会の役員であるとか、そういうようなことを待ちかねているということもあると思いますし、また、考えようによっては、NPO法人をみずから組織したりして、今、市民協働、市民協働と現役の職員の間言っておりますけれども、まさに一市民として活躍する場もあると思いますし、郡上市の場合は多くの方々が今までもそうだったと思いますが、兼農、あるいは農業とか林業とかそういった形で、何らかの形で生産活動にもかかわりながら、これからのまだまだ元気な高齢者時代を迎えることができるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひとも、そんな方向で活動をしてもらえればというふうに思っております。

そのために、市として、先ほどもありました、地方公務員法なんかではますます制約が強くなってくる、そういう方向であります、できることはしてまいりたいというふうに思います。

先ほどドラッカーの話が出ましたが、確かドラッカー教授は九十何歳か100歳くらいまで大学の教授の現役として活躍をされたというふうに聞いております。アメリカではそういう意味の定年制がなく、私の友人も、現に今アメリカで大学教授の現役をやっていますけれども、そういう社会がやはり日本も来ることをやはり私たちは望み、そのために努力をしていかなければいけないというふうにも思っております。

(3番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） ありがとうございます。以上で、一般質問を終わります。

○議長（清水敏夫君） 以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長（清水敏夫君）　続きまして、5番　兼山悌孝君の質問を許可いたします。

5番　兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君）　5番。それでは、議長の発言の許可をいただきまして、一般質問を行いたいと思います。

今まで一般質問というのは、マクロ的に物を見て質問をするように努めてきましたけれども、今回は後のことの質問の内容にもかかわってくるんですけれども、細かくミクロのほうにこだわってやっていきたいと思いますので、お願いします。

第1番目、オオサンショウウオの生息地を実態に即して変更できないかということですが、和良川では、1927年、昭和3年に支流域を含め当時の湯布院町など、全国で7箇所のオオサンショウウオの生息地として、国の天然記念物に指定され、また、1951年には、オオサンショウウオは種としての天然記念物、また翌年には特別天然記念物に指定を受けております。

ちなみに、鬼谷川水系と大和の小間見川水系では1932年に追加指定をされましたということで、和良町は全域がその生息地に指定されておりますが、昔から和良の鹿倉川、そして、土京川には、オオサンショウウオは生息していたという話を聞いたことがございません。そしてまた現在も多分生息していないと思っております。

しかしながら、この全指定があるために、今までは河川工事において堤防のブロック積みなどにも生息の穴というような物を設置したり、あるいは現在はスムーズに行われるらしいですが、少し前までは許可申請に時間がかかっておりました。また、和良町の地図をごらんいただくとわかると思うんですけれども、その地図の鹿倉土京の地名の上にオオサンショウウオの生息地と書いてあります。こういうものは知らない人がこの地図を見られたら、実際にここに生息しておるものと勘違いされることだろうと思っております。

そこで、教育長さんにお伺いしますが、改めて生息調査を行い、その実際の生息状況に合った指定に変更できないでしょうか。もちろんこれをつかさどるのは国であることから、教育長さんにここで返事をいただくわけにもいかないと思いますが、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」という長い法律がございますけれども、その第36条の9項に、「環境大臣は、生息地等保護区に係る国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定の解除をしなければならない。」とあります。しかしながら、これは所管が違いますので、天然記念物に関しては文科省でございますので大変難しいと思いますけれども、教育長さんはどのようにお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君）　兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

教育長　青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、オオサンショウウオの生息地の指定の部分的な解除という御質問についてお答えしたいと思いますけれども、郡上市のオオサンショウウオの生息地指定につきましては、これは先ほどの美谷添議員さんの御質問にもあったんですが、いわゆる経典ですとかその他の文化財も非常に郡上市は多い状況ですが、動植物に関しても自然が豊かなだけに変な動植物がいるということで、国や県の天然記念物ということで指定をされております。

特に日本古来のオオサンショウウオというのは、市内に多く生息しているということで、和良町全域、そして八幡町の洲河地内、それから大和町の小間見川が国の天然記念物のオオサンショウウオ生息地として生息地指定を受けております。全国的には、こうしたオオサンショウウオの生息地に指定されている所はそんなに多くないわけですが、その中で郡上市には2カ所あるということで、それだけ郡上市の自然が豊かであるということの証拠ではないかというふうに思っております。

オオサンショウウオの場合は、生息地指定と加えて個体としての、いわば特別天然記念物の指定も受けております。そこで和良町地域の全域の指定のということの意義なんですが、これは戦前から地元の皆さん方がオオサンショウウオの学術的な価値を強く認識されていたということと、それから、それが生息する自然環境についての価値も十分認めていただいて、その上で和良地域の自然環境を守っていくためにも、その地域の良好である価値を後世に伝えていくという、そういった意味合いもあって天然記念物の生息地の指定という、そういう動きをされているというふうに私たちも理解をしております。

現在でもオオサンショウウオの生息地についての調査を行うことがありますが、大変、魚類を含めて水中生物が豊かですし、その周辺の植物も豊かで、極めて良好な自然環境を保っているというのが生息地の調査からわかってきた事実であります。その上で、現在は生息している地域も少しずつ狭まっておりますし、個体数も減っているという現状を考えますと、生息環境を今後守っていくということがやっぱりどうしても必要になっていくというふうに思っております。

そこで、その支流である二つの河川の生息地指定を解除するという問題なんですけれども、これは詳細な全域の実態調査ということが済んでおりませんので、生息は確認はされておられません。おっしゃるとおりだと思います。ただし、上流域に当たりますので、仮にそこを生息地解除をしたとして、河川の環境が荒れてきますと、和良川全体の環境も悪化をして、オオサンショウウオの生息地には決して好ましくないという結果になりかねない。したがって、全域の環境を守る意味でも和良町全体のいわば生息地指定というのは必要になってくると思います。したがって、部分的な生息地の解除ということについてはできないことだと理解をしております。

（5 番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5 番（兼山悌孝君） ありがとうございます。笑い話みたいな話なんですけれども、昔、浜名湖で

オオサンショウウオが見つかったことがあるそうなんです、そしたら、これは、和良は生息地の最東端であるので、これは和良のやつに違いないと。だから、持ちに来いというような国からの話があったということで。

和良というのは、昔からサンショウウオと、僕の生まれた所というのは生息地以外なので、厳密に言うと以外なんですけども、生活の中で、例えば川の谷に飯釜をふやかしとったらハザコが入って残飯を食べていたとか、生活の中でずっと一緒になってきたわけですけども。

逆に先ほど申しましたように、護岸工事をやったときに全くいない所に、巣穴ですね、掘っていつて、あるいは調査にいろんな所から入られるんですけども、やはりわかっておられるのか、現実にはいない所は調査されていないということなんですよね。全体的に環境を守るという理屈もわからんことはないですけども、実際に一緒に生活している私たちとしては、おらんとこはおらんでいいんやないかなという思いがしておりますので、また、もし可能であればまた伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問にいきたいと思います。

2番目は、児童生徒の姿勢の悪さについてと書きましたが、私は学校の行事や、あるいは子どもたちの集団を目にしたときに、自分の仕事柄でしょうか、最近の児童生徒の姿勢の悪い子が多く目につきます。それっていうのは大変危惧するところがあるんですけども、例えば、あごが変に突き出して立っていた子とか、それから肩の高さが右左違う子、あるいは後ろから見ると肩甲骨がハの字に開いてというんですか、なっている子、あるいは運動シャツを着た正面から見ると服のおなかの部分が斜めにしわがよっとするという、そういう僕らは目につくんです。昔こんな子はいなかったような気がするんですけども、かなりふえたなという思いがあるんです。

子どもの姿勢の悪さというのは、成長を阻害したり、あるいは歯のかみ合わせが姿勢が悪いことで狂ってきたり、あるいは肺の容量です、容積が圧迫されることによって酸素を十分に体の中に取り込みないということで脳へも影響があると言われておるんです。それから内臓を圧迫すると、どうしてもスタミナ不足、根気が続かないとか、そういう弊害も考えられるわけです。

姿勢というのは、病的なものを除くと大概は生活的な環境から影響を受けて姿勢が悪くなるというものがほとんどだと思うんですけども、この点、僕が今ここで指摘しなくても、ずっとそういうことに係られておられる教育長さんあたりは十分御承知だとは思いますが、家庭や学校でそういうことに関してどのように指導や予防をされておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） いわゆる疾病という形で姿勢が悪いということについては、これは健康診断等で把握できるんですが、そうではない状態で何となく姿勢が悪いということについては、なかなか学校でも把握できないというのが現状でございます。したがって、今御指摘のあったようなこ

とは、これは確かな状況でございます。

それで、私たちが子どもたちの姿勢の状態を、これを体力、それから運動能力、そして運動の習慣等の調査という視点から把握をしたとしますと、姿勢のよしあしというのは大半、体力のある・なしということと、それから生活習慣に大変大きく影響を受けておりますので、朝御飯を食べるか食べないかといったことですか、あるいはテレビ・ゲームを見る時間といったようなことの関連から体力等がどうかということについて全国調査をした結果がありますので、そのことに基づいてお答えをしますと、朝御飯を毎日食べるというそういう生徒は体力合計点というのが高い。それから1週間の総運動時間も長い。一方、朝御飯を毎日食べないという児童生徒については、体力の合計点が低くて1週間の総運動時間も短い。また、肥満傾向が明らかに強いということが言えます。

それから、テレビあるいはゲームに費やす時間ですが、そういった費やす時間が1時間未満の児童生徒は体力の合計点が高いという結果も出ておりますし、そういったことに費やす時間が3時間以上の児童生徒の場合は体力の合計点が低いという結果が出ております。

したがって、正しい生活習慣と確かな体力というのは明らかな相関関係があります。この両者をきちんと正していくということが姿勢を正しくする指導になるというふうに思いますので。現在、学校のほうでは養護教諭さんたちが中心になって、自分で自分の姿勢をチェックするようなそうした点検ポイントを示して指導をしたり、あるいは授業時間で、特に書く姿勢等についても毎日の授業時間に指導をしておりますけれども。特にこれから必要なことは、まずは家庭において、先ほどテレビの視聴あるいはゲームに費やす時間という話をしましたけれども、そうした時間を少しでも減らして、できるだけテレビからあるいはゲームから遠ざかるということが必要だろうと思っておりますし、早寝・早起き・朝御飯といった端的に表現される、そういった正しい生活習慣の指導ということも必要だろうというふうに思っております。

特に、テレビとか、あるいはテレビゲームとかいったことについての指導については、これはもう来年度、PTAと協力して全体的な運動として取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

また、遊びあるいは体育の時間、そういった時間に、できるだけ子どもたちが体を積極的に動かすような、そうした時間をふやすことも大変大事だろうというふうに考えておりますし。家庭では、ぜひ近い所へは歩いて行っていただく。それから、地域で行われるスポーツ教室には、ぜひ家族そろって参加をしていただくということ。これを勧めて、それこそ家族ぐるみで自分の子どもさんの健康づくりに取り組んでいただくようなことについても、ぜひお願いをしていきたいなというふうに思っているところです。

(5番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。鶏が先か卵が先かではないですけども、やはり根気がないから余計体力が悪くなるんか、体力がないで悪いか、生活パターンがよくないから悪くなるんか、悪いからという話になってくると思うんですけども。やはり、24時間の中でやはりこういう姿勢でおるかというのが大変大きな問題になってきておるわけです。

学校の中での姿勢をよくする体操とか、そういうのは取り組んでおられる学校もあるわけですけど、ぜひやられる場合は専門家の方、アドバイスいただいて、より効果的な姿勢を正す運動をされるといいと思います。それに増して何より大事なものはやっぱり家庭の中での、どういうふうな姿勢で過ごすかというのが大事だと思いますので、ぜひ家庭の中での指導をされるような環境をつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、3番目の質問にいきたいと思いますが、3番目、4番目というのは、ちょっと具体的な話を避けながら行いたいと思うんですけど。なぜかという、その事案に対してどうのこうの言うんでなしに、起きたことの背景が何か盲点があるんじゃないかという観点から捉えていただきますので、よろしくお願いします。

3番目、情報伝達やコミュニケーションに問題はないかというふうに出しましたが、市民の方から市役所の横の連絡がなされていなかったということを私の耳に入ったこともありますし、また私も何回かそれを感じたことがございます。そこでちょっと私の若かりしころの話をしてみたいと思いますが、どうぞお聞きください。

昔、私がある団体に所属していたころの話ですけども、もちろん私も結構な年ですので、若かりしころには携帯電話などという物はございませんし、そんな中で所属していた団体とは結構大きな団体でいろんな委員会があったんですけども、その委員長さんが会議をやるときに、電話をかけて会議の通知と出欠をとっておったんです。そして把握してきたんですけども、それが僕が30半ばぐらいですか、ファクスが当たり前のように入ってきました。そうすると、その通知をファクスでやるんです。これは便利になって、このファクスというのの便利さに気を取られてしまって副作用というのに気づかなかったんですけども、だんだん出席率が悪くなったんです。これというのは後からどうしてこんな、そういう世代なんやろうかというように思っていたんですけども、よう考えてみると便利になり過ぎて、今まで委員長さんが電話で、今度あるぞ、おまえ来れるか、来れんかというような電話をかけるんです。一般電話をかけるんです、携帯がないから。そうすると、そこにもし留守やったらもう一回かけ直しするとかそういうコミュニケーション、話し言葉でのコミュニケーションがあって、その中でいろんな物が運用されていたと、そういう社会があったと思うんです。

最近は皆さん御存じのように機械が、本当に便利な機械がいっぱいにありますので、僕がさっき言ったような副作用と捉えますと、その副作用を知らない世代があるわけなんですね、——と思う

んです。そういう観点に関しますと、例えば市の職員さんもいろんな年代があります。そうすると僕たちのように、例えば僕ら、本当昔の話をすると、家に電話がないもので、どこか電話があったときに走って呼んできてもらって、そこへまた行く、そういう世代ですよ、それからしたら今は当たり前ポケットの中に携帯が入っているという。だから電話でのうてもメールで入ってくる、そういう世代というのが一緒に仕事をしとるというのが当たり前のようにあるんやけども、そういう中に世代ギャップがないでしょうかという、ここに盲点がないだろうかという話をするんです。

例えば、職場改善という観点で、上司、私よりは若干、部長さんとも若いですけども、その世代の方が職場改善をうたっても、とられる年代にとっては、そういう環境に育ってない人とのギャップがどこかにありはしないだろうかと。そういう中でのコミュニケーション不足、話し言葉の不足があつて、そういうどっかに盲点があるんじゃないかという思いでこの質問をするんですけれども、どうでしょうか。いかがでしょうか。室長、お願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） お答えになるかどうかですけど、よろしくお願いいたします。

ちょうど私どもが入ったのは1980年・昭和55年ぐらいでしたけれども、ちょうどオフィス・オートメーションという言葉が盛んになった、OAと言いますね。そのころから我々の世代になってきますから、比較的そういう物が導入されてきた世代がある程度年を経て今35年目ぐらいになってきとるんですかね、それから。そういうふうな感じは持ちますが、確かに世代間の気づかないことを今御指摘をいただいたなというふうにして聞いております。大変仕事にかまけて心を失うということがないようにしなくてはいけないなと思ったわけですけど。

まさに1980年代以降、すごく急速に発展をしたコンピューターあるいは情報通信技術によりまして、国内外の社会経済情勢を初め、もうあらゆる分野、これは職場を取り巻く環境も家庭の中も個人生活もさま変わりしたというふうに実感を持っております。御指摘の電子メールにつきましては、本当に大量に映像つきで送りたいときに送って、遠くても近くても、相手方はそれが保存されていて、とりたいたときに見れるということですから、すごく便利がいいということで。

実は、郡上市の職場におきましても大変大勢の職員がおりますから、それぞれですね、全員ではありませんが、いわゆる庁内ネットワークを活用しましたグループウェアというシステムを導入しております。そこでは、例えば電子メールだけではなくて掲示板に当たるインフォメーション、あるいは全職員のスケジュール管理、あるいはアンケートをとることもできます。電子会議室というのも機能としてはあります。また、さらに車両の予約、会議室の予約と、そういうものは本当にそれを自分の机の上から一挙にできるというふうな環境が今つくられて、我々が本当にそれを活用させていただけるということです。

また、法令も日本国の法令あるいは郡上市の例規、条例規則、そういうのも瞬時に検索できるようになってますし、それをどのように改正するかとかいうシステムもその中についているものですから、まことにあらゆる分野において、先ほどのオフィスオートメーションといいますか、大変な環境をいただいておりますということでもあります。

そのツールにつきましては、やはり使いこなしていくということが大事でありまして、当然ですけども公務を遂行するに当たっての情報共有でありますとか、情報をどっから探してくるとか、あるいは発信する、全ての分野においてこれは大いに活用すべきだというふうにして思っておりますが。

今御指摘のように、特に若い世代の職員は生まれながらにしてそういうことに育ってますから、そこに少し何といいますか、バーチャルな感覚が当たり前ということになりますと、相手がそばにいるのにメールで送ったり、やっぱり職員間でも常にそういうふうなことがないことはないです。そういうことがありますから、僕たちとしては、うれしいこと、悲しいこと、それからまた人の感情をですね、あるいは差し迫っているような状態と、そういうものがやっぱりそれでは伝わりにくいというものを人間としてしっかり伝えていく、あるいは感じていくということは大事であるということで、日ごろはそういうことが大事だということで職員にも留意するように、あるいは注意をするようにということで、そういうことを話し合っていることでもあります。

特に市民の皆さんとのやりとり、それは苦情とか要望と言われる場合には特にやっぱりそういうことがすごく大事なことになりますので、そういうことにつきましては日ごろから気をつけておるつもりであります。ただいま言われたような事例があるとすると、また教えていただきまして個別の対応をせないかんとして思ったところです。

ハイテク・ハイタッチという言葉がありますが、すぐれた情報通信機器を使いながら、しかし、人間的なふれあいとか、そういうものを大事にしていくと。その双方をやはり我々としては十分留意していく必要があるというふうに思います。

2月に総合計画の成果の関係のアンケートをずっと2,000軒の皆さんに今発送して、今集まっておりますが、その中に確かに一つ、職員がパソコンのほうを見ていて、私がカウンターまで行っても気づかなかったというふうな御指摘がありました。そのほかさまざまな御意見や接遇、対応もアンケートの項目もありまして、今分析中ですけども、いろんなことをしっかり読み取りながら対応していきたいというふうに思っております。

一方、職員の人数が、特に一般行政職は合併以来200人近く減ってきておる状況もありますので、一つのことに投入できるマンパワーという人数が減ってきておるということは否めない部分がありますので、そういうことにつきましては、どうか御理解をいただかんらん面もあるんだろうというふうに思います。

心の話になりますから、あるいは職員の姿勢の話の問題でありますから、恐らく誠実に、親切に対応させていただければ、このことが大事なんだというふうに御指摘いただいたというふうにして今受けとめております。

郡上市の行革大綱におきましても、あるいは今回議会に上程しております住民自治基本条例におきましても、信頼性の向上ですね、職員。それから、質の高い行政運営、市政に対する要望や苦情に対する誠実・迅速な対応と。しかも再発の防止までしようということを条例にうたってますけれども、そういうこと。

それから、もう一つは、職員の育成基本方針の中では、他者を思いやる心を持って良好なコミュニケーションを図っていくということを掲げておりますので、文字に書いて終わるのではなくて、こういうことはしっかりと実現するように、庁議あるいは職員研修の場、また今エルダー制度と言いまして、お兄さん、お姉さんがいろんな相談役になる、そういう職場の研修制度をつくってきておりますので、ぜひ御指摘のようなことが今後起きないように努めていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

(5 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5 番（兼山悌孝君） ありがとうございます。これは起きないように言ったって絶対に起きる問題だと思っておりますし、私そのものも機械ばっか使っておりましたら、昔、当然に書けておった漢字が出てこなかったり、結構当て字を使って知らずにおったりすることがあるんです。そんなようなことというのはやっぱり、文章を書くとき短う収めようとして舌足らずになったり、あるいは伝わっていると思ったものが伝わってないというような、錯覚が盲点になったりすることがあるんじゃないかと思っております。

それから、先ほど室長が言われましたように、こういうデータの中で全部管理できる職場環境にあって、それがアナログな、アナログと言うと失礼かもしれませんが、現実に一般住民の人をアナログでたとえたら悪いかもしれませんが、そういう人たちと接するときに、自分たちが、頭がデータ管理されてもらっておる中でどういうふうにアナログに変換して伝えることができるかということが、ちょっとかつやったなと思うことがあるかもしれないし、それが私たちの耳に入ってくる苦情でもあるかもしれないし。あるいは職場環境で改善をしていくんだという話し合いをしながらも、それが本当にそれを必要であるかないかということが、末端の職員にまで伝わっているか、あるいは職員が思っていることが本当に吸い上げておられるかということも、便利になり過ぎた上に、ここでまたそういうマクロでなしにミクロのほうでまた考えていただきたいと思って取り上げました。

続きまして、似たようなことなんですけれども、イベントや竣工式等での来賓招待についてとい

うことで、質問書には井戸を掘った人に感謝を表すことができているかと書きましたが、これ書く
と何でそんな所に井戸掘ったんやって言って話も出てくるかもしれないですけども。

これも具体的なことは申しませんが、ある方から非常に今まで尽力したと。こんなえらい
ことはなかったというぐらいに思われたんですけども、たまたま完成されたときにはその職位に
なかったということで、招待もされなかったということが私の耳に入ってきたんですけども。その
後にまた似たような事例を聞きましたし、また私も、自分にも、あっ、これはいかなんという思う
ところがあったんですけど。

多分、市には来賓に対する関する取扱要綱ですか、そういうようなガイドがあると思うんですけ
ど、それは仮に要綱があったとして、要綱はあくまでも要綱でありまして、扱われるイベントを担
当される職員さんというのは、例えばその事業に関しての経過とか昔のことというのはわからない
ことが多いと思うんです。そしたら確かにアウトラインでの来賓とはわかると思うんですけども、
その事業に対しての実情に応じたお客さんというのが多分あるはずやと思うんです。そういうこと
に関して、ひょっとしたら抜けているんじゃないかという思いがあるんですけど。ちょうどことし
市制10周年という記念の年に当たるんですけども、ひとつ市長さんのそれに対するお考えを、所
見をお伺いしたいと思います、よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 市が主催をするいろんな記念式典とかイベントとか、こういうときに、どな
たを御招待するかとか、出席をいただくかというのは非常に大切なことだというふうに思っており
ます。

今、兼山議員は、具体的なことはおっしゃいませんでしたが、心当たりはございます。申しわけ
なかったなという思いがいたしております。おっしゃるように市のほうとしましては、式典の手
引きというような物を持っていて、いろんなそのイベント式典の種別に応じて、どんな方を大体は
お呼びをするのかということについては一応の目安を持っておりますが、御指摘のとおりやはり、
そのとき、そのときの式典や行事の趣旨に即してきちっと呼ぶべき人をお呼びをするというのが筋
でございまして、少し思い当たる節のあるものについては、最終的には私が、来賓とか出席者はこ
れでいいですかということをお大抵上がってきますので、そのときにうっかり、うかつであったとい
うふうに今は反省をいたしております。

特に竣工式あるいは何周年記念というようなものは、もちろん何周年という節目を迎えた、ある
いは竣工をしたということ、みんなでも喜んでということとともに、やはりそこまでに至った
経過において御苦勞をいただいた方に感謝をするという筋があると思いますので、今後は特にそ
ういう竣工式とか記念〇〇何十周年とか何周年記念というようなときには、やはり過去において特別
に御尽力をいただいたような方というのはやはりキーパーソンとして漏らさないように心がけてま

いりたいというふうに思っております。

竣工式等において、過去にそういう御苦勞をいただいた方のほかに、私も県におる時に随分知事から言われて、岐阜県全体もいろんな意味で、例えば竣工式、開通式とかいろんなときに、もっとこうせいよということを随分御指導をいただきました。それはテープカット一つにしても真っ黒い背広を着た男だけがやるんじゃないと。もう少し女性も含めてとか、その地域のお子さんたちに参加してもらって一緒に喜ぶというような式典にしなければだめだということを随分指導を受けましたけども。まさに、例えば竣工式典にしてみれば、地域の工事に協力していただいた地域の方々あるいは地権者、そうした方や、あるいはもちろん施工業者等々、やはり御苦勞をいただいた方にやはり精いっぱいのせいぜいの感謝をするということ、そしてまた、その新しい施設なり道路なりが開通する、完成をするということで、これから利用していただく方にともに祝ってもらおうという、そういうことが必要であるというふうに思っております。

そういうことで、これまで不行き届きなものがあったというふうに私も反省をしておりますので、この場をおかりをしまして、その失礼をした方々にはおわびを申し上げたいと思いますが、今後十分気をつけていきたいというふうに思っております。

私もそういう意味ではいろいろ気をつけてはおるつもりでございまして、なかなか、それぞれいろんな仕事の担当者も変わっていくもんですから、かなり長期間にわたってのプロジェクトであったりなんかしますと、随分あのときにあの方が御尽力いただいたなとか、そういうことがついついわからない。それが伝えられてないということがありますので、そういうものを伝えていきたいなというふうに思っております。

例えば、大峠の羽佐古トンネルが開通したときに、私も、もうお亡くなりになりましたが前県議さんが随分あれについて御尽力いただいたという記憶がございましたので、呼ばなあかんぞと言って呼んでもらいましたし、そういうこととか、例えば「郡上おどり in 青山」というのも、例えば交流が始まったという、そのきっかけになったことで、やはりまさに先ほどおっしゃったように井戸を掘ってくれた人は確かにいるわけですから、そういう方は御都合のつく限り毎年おいでくださいというふうに、やはりお呼びをするというのが礼儀というものであろうかというふうに思っておりますので、そういう礼儀を失しないようにしたいと思います。

ただ、会場の都合であるとかいろんなことでなかなか線引きが難しいという点も御理解いただきたいと思いますが、それから特に私もそういう点、職員として経験をしたことがございますが、職員というのは、ある意味では転勤といいますか、部署を換わっていくという性格のものですから、余り身内の職員に対して余りさかのぼって例えば何かをするということは、これはまた我々自身が執行部の職員として自制をしているという面もございまして、そんな要素があるわけでございますが、できるだけ本当に、特に御尽力いただいた方々、御功績ある方々等については可能な限り、

やはり落とさないようにということで、この式典の手引きについても特にそういう点が少ししっかり書いてないところがございますので、そういう点を注記するなり何なりして改めて遺漏のないようにしていきたいというふうに思います。

(5 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5 番（兼山悌孝君） 大変、市長に頭を下げてください、ありがとうございます。10周年という式典が、本当にあのころを懐かしんで、本当に合併してよかったなというような形になることを祈念しまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） 以上で兼山悌孝君の質問を終了いたします。

(3 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 3 番 森喜人君。

○3 番（森 喜人君） 最初の冒頭のほう、私の中で冬季ソチオリンピックと言ったつもりなんですが、東京オリンピックと聞こえましたでしょうか。そうやって言っていたら。ちょっと訂正をお願いします。

○議長（清水敏夫君） 東京オリンピックではないということですね。

○3 番（森 喜人君） 冬季ソチオリンピックと言ったつもりなんですけど。

○議長（清水敏夫君） ソチ。

○3 番（森 喜人君） はい。

(発言する者あり)

○3 番（森 喜人君） 冬季ソチ。

○議長（清水敏夫君） 冬季。

(発言する者あり)

○3 番（森 喜人君） 東京オリンピックと言った。

(発言する者あり)

○議長（清水敏夫君） ソチということやろ。

(発言する者あり)

○3 番（森 喜人君） 冬季ソチオリンピック。

(発言する者あり)

○議長（清水敏夫君） 冬季ということか。冬季が正しいんやね。

○3 番（森 喜人君） はい。そうです。

○議長（清水敏夫君） 冬季ということに発言したと。わかりました。そういうことで訂正というか確認やね。

(発言する者あり)

○3番(森 喜人君)　そうです。

○議長(清水敏夫君)　ほかにありますか。

◎散会の宣告

○議長(清水敏夫君)　これで本日の予定は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。長時間にわたりまして御苦勞さまでした。ありがとうございました。

(午後　3時56分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会副議長 武 藤 忠 樹

郡上市議会議員 村 瀬 弥治郎

郡上市議会議員 古 川 文 雄

